

参 考 资 料

(職員給与関係資料)

平成 30 年職員給与等実態調査について	56
第 1 表 部局別・給料表別人員数	57
第 2 表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	58
第 3 表 職員の年齢階層別構成	58
第 4 表 職員の平均給与月額	60
第 5 表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	61
第 6 表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	83
第 7 表 職員の給料表別扶養親族数	84
第 8 表 職員の管理職手当の支給状況	84
第 9 表 職員の地域手当の支給状況	84
第 10 表 職員の単身赴任手当の支給状況	85
第 11 表 職員の住居手当等の状況	85
第 12 表 職員の通勤手当および通勤の状況	86
第 13 表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	89

(民間給与関係資料)

平成 30 年職種別民間給与実態調査について	92
第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数	93
第 15 表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	94
第 16 表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	104
第 17 表 民間における家族（扶養）手当の支給状況	104
第 18 表 民間における住宅（住居）手当の支給状況	105
第 19 表 民間における特別給の支給状況	105
第 20 表 民間における初任給の改定状況	105
第 21 表 民間における給与改定の状況	105
第 22 表 民間における定期昇給の実施状況	106
第 23 表 民間における定期昇給制度の状況	106
第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	106

(生計費関係資料)

平成 30 年 4 月の標準生計費算定方法の概要	108
第 25 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	109

(労働経済関係資料)

第 26 表 労働経済指標	112
---------------	-----

(時間外勤務などに関する職員アンケート関係資料)

時間外勤務などに関する職員アンケートの結果について	118
---------------------------	-----

職員給与関係資料

平成 30 年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 30 年 4 月 1 日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について 4 月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集計

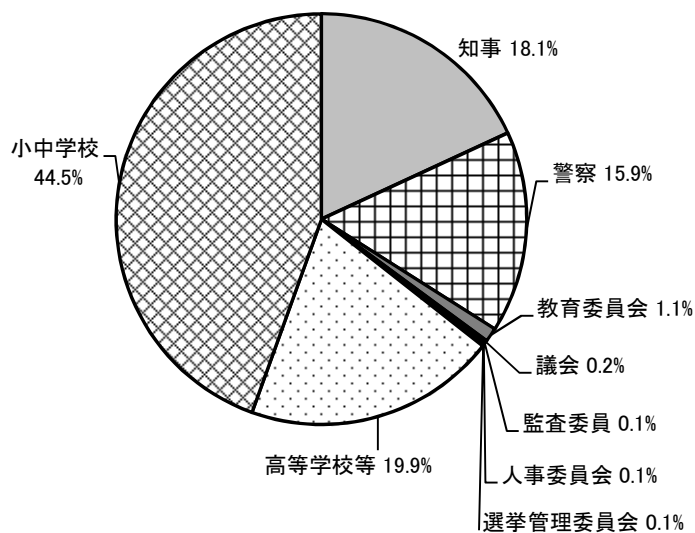
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

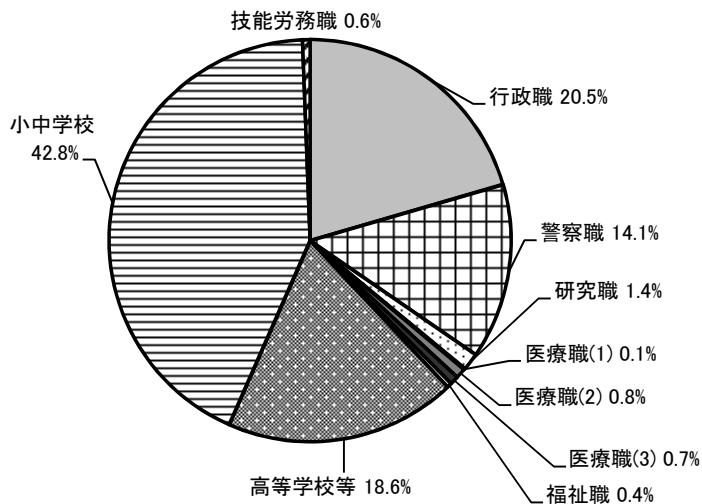
部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	2,360	259	137	26	15	10	6	187	307	3,307
警察職	-	2,283	-	-	-	-	-	-	-	2,283
研究職	203	16	-	-	-	-	-	-	-	219
医療職(1)	18	-	-	-	-	-	-	-	-	18
医療職(2)	123	1	-	-	-	-	-	0	3	127
医療職(3)	107	2	2	-	-	-	-	-	-	111
福祉職	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	2,996	-	3,014
小学校および中学校等教育職	-	-	19	-	-	-	-	-	6,893	6,912
技能労務職	51	9	1	-	-	-	-	43	-	104
計	2,932	2,570	177	26	15	10	6	3,226	7,203	16,165

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人(小学校および中学校等教育職36人、行政職1人)を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない(第12表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表	区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				男女平均年齢
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	
		%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行政職給料表		-	15.5	14.1	70.4	68.8	43.2	31.2	39.7	42.1
警察職給料表		0.1	43.2	3.2	53.5	91.3	39.0	8.7	32.4	38.4
研究職給料表		-	3.7	5.9	90.4	79.9	44.7	20.1	41.2	44.0
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	94.4	46.6	5.6	26.5	45.5
医療職給料表(2)		-	-	18.9	81.1	50.4	46.1	49.6	43.9	45.0
医療職給料表(3)		-	-	34.2	65.8	7.2	34.0	92.8	45.4	44.6
福祉職給料表		-	5.7	27.1	67.2	50.0	41.6	50.0	41.0	41.3
高等学校等教育職給料表		-	1.7	3.2	95.1	57.5	45.2	42.5	42.1	43.9
小・中学校等教育職給料表		-	-	6.2	93.8	47.8	41.7	52.2	40.5	41.1
技能労務職給料表		36.5	54.8	7.7	1.0	76.9	52.2	23.1	51.8	52.1
計		0.3	10.0	7.2	82.5	60.5	42.3	39.5	40.6	41.6

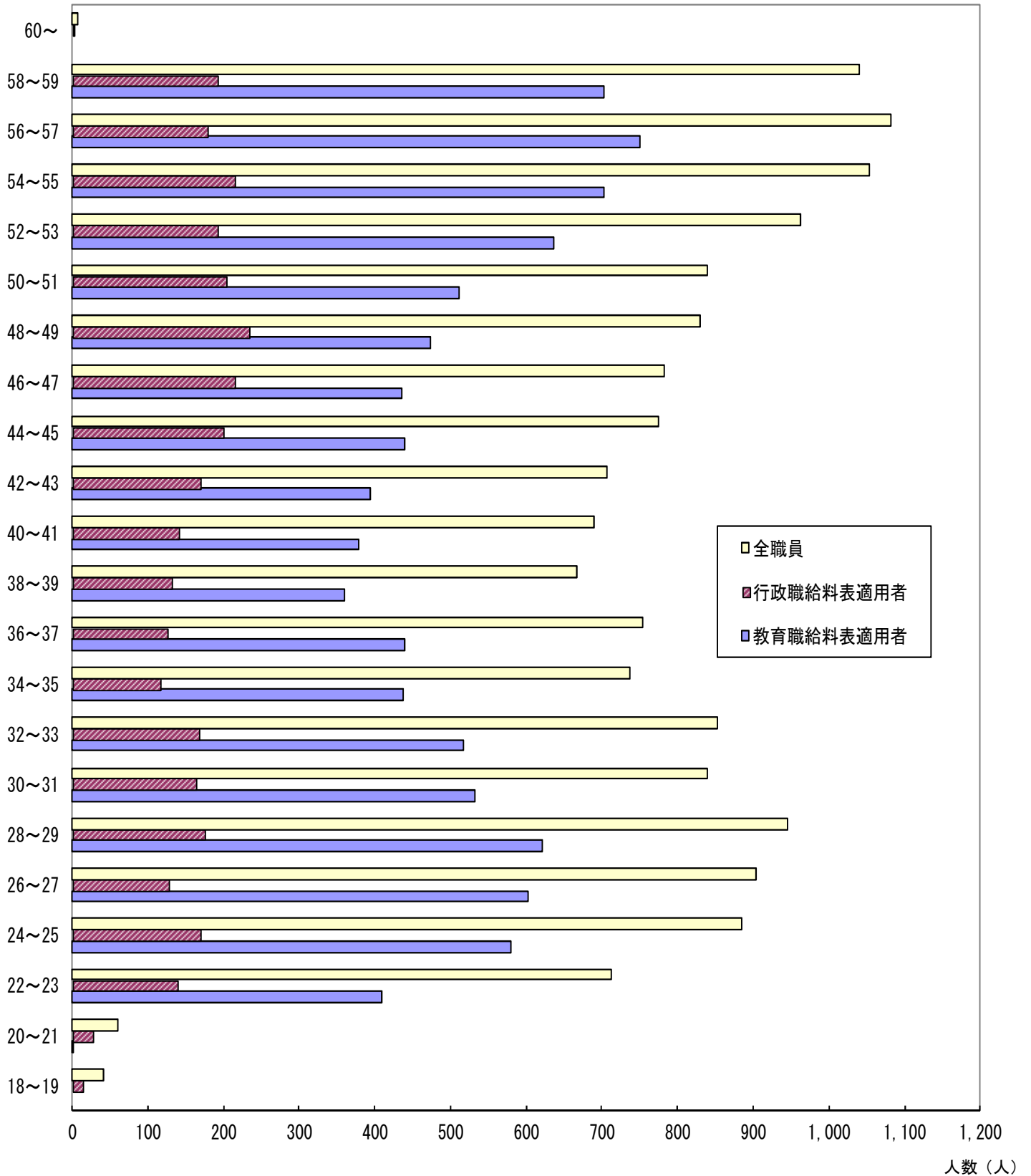
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
～ 24	7.3	8.1	1.8	3.1	10.0	1.0	6.9	4.7	7.9	12.0	7.7
25 ～ 29	11.0	11.7	7.3	8.6	11.4	1.9	15.4	11.9	16.9	14.8	14.2
30 ～ 34	11.8	12.0	12.8	12.1	14.3	1.0	12.8	10.4	13.9	14.2	12.7
35 ～ 39	9.6	9.3	13.7	9.8	14.3	5.8	10.2	8.1	11.2	17.2	11.1
40 ～ 44	11.7	11.9	13.7	11.3	8.6	6.7	10.1	13.0	8.8	13.5	11.0
45 ～ 49	16.7	17.2	16.9	15.6	8.6	10.6	11.3	14.0	10.0	9.9	12.4
50 ～ 54	16.1	15.4	19.2	18.0	10.0	28.8	14.8	17.9	13.5	9.0	14.3
55 ～ 59	15.6	14.3	14.6	19.5	22.8	44.2	18.5	20.0	17.8	9.4	16.5
60 ～	0.2	0.1	-	2.0	-	-	-	-	-	-	0.1
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3,956	3,307	219	256	70	104	9,926	3,014	6,912	2,283	16,165

2 年齢階層別構成 (グラフ)

年齢 (歳)



第4表 職員の平均給与月額

区分 年月 給与項目	一般職員 (教育職員および警察職員を除く。)		全職員	
	平成30年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成29年4月
	円	円	円	円
給料	328,782	332,946	347,876	351,486
扶養手当	9,179	9,489	8,699	8,731
地域手当	26,580	26,944	27,277	27,548
計	364,541	369,379	383,852	387,765

給料表別

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	計
	歳	円	円	円	円
行政職給料表	42.1	324,331	9,335	26,159	359,825
警察職給料表	38.4	322,656	13,518	25,410	361,584
研究職給料表	44.0	358,343	10,636	28,336	397,315
医療職給料表(1)	45.5	447,844	9,094	82,340	539,278
医療職給料表(2)	45.0	344,109	7,951	26,977	379,037
医療職給料表(3)	44.6	342,927	4,820	26,321	374,068
福祉職給料表	41.3	332,587	7,473	25,744	365,804
高等学校等教育職給料表	43.9	379,765	8,687	29,357	417,809
小学校および中学校等 教育職給料表	41.1	353,228	6,838	27,385	387,451
技能労務職給料表	52.1	351,088	8,493	26,968	386,549

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		
2									
3									
4									
5									
6		1							
7									
8		48							
9	5	10							
10	1	15							
11		7							
12	9	37							
13	1	3					1		8
14	1	17							5
15		9							2
16	6	28	3						2
17	5	9							
18	1	32	2						
19	1	8	3						
20	14	21	4						
21		22	15				1	2	1
22	3	10	7					1	
23		19	18					1	
24	7	13	14				1	1	
25	2	22	18					1	
26	2	10	10					1	
27		14	34						
28	4	13	19				1	6	
29	70	42	18					7	
30	8	12	9					3	
31	2	14	26				1	6	
32	74	18	10				23	4	
33	7	8	13				12	3	
34	12	8	6				4	2	
35	5	22	21				12	3	
36	58	10	9				6	1	
37	16	7	13				7	1	
38	12	2	6				10		
39	1	5	11				9		
40	1	3	12				4		
41			7				4		
42		1	8				5		
43			8				5	1	
44			11				1		
45	1		8	9			1	1	
46	1		4	13					
47			17	14			2		
48		1	13	10			2		
49			10	20					
50	2		3	14		3			
51	1		26	9		20			
52	1		11	5		5	1		
53			10	19		3			
54	1		13	12		3	1		
55			28	13		6			
56			16	16	1	12			
57		1	16	28		28			
58	1		7	6	1	5			
59	2		30	15	1	8			
60			7	10	1	4			
61	1		24	35		6	4		
62			7	8	2	12			
63		1	5	20	2	7			
64			1	27	1	22			
65	1		6	25	7	9			
66	1			9		18			
67			2	14	7	9			
68			3	13	14	16			
69			4	27	26	3			
70			3	15	10	6			
71			8	16	7	2			
72	8	1	1	17	8	7			
73	1		1	29	26	3			
74	1		3	15	10	9			
75			2	23	22	7			
76	2		4	10	5	6			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77		1			13	18	12			
78					20	11	2			
79		2		2	19	18	25			
80		1	1		12	16	11			
81				2	12	15	21			
82				1	15	12	11			
83				4	12	20	12			
84					3	13	6			
85				1	4	9	61			
86				2	8	11				
87				1	7	13				
88					10	7				
89					6	14				
90				1	3	8				
91					4	6				
92					7	10				
93				1	100	69				
94										
95										
96				2						
97				1						
98										
99										
100				1						
101										
102				1						
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113				3						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計		357	525	651	771	421	400	119	45	18
総計						3,307				

警察職給料表

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	10								
10									
11									
12	16								
13	1								
14	2								
15									
16	11								
17									
18	2								
19	1								
20	17								
21									
22	3		2						
23		1	1						
24	15	42	6	1					
25	47	1							
26	8	6	4						
27	2	8							
28	70	34	3	1					
29	4	3		1					
30	5	11	10						6
31	4	3		1					2
32	10	45	5						6
33	1	2		1					
34	5	24	5	2					1
35	1	12	2	1					
36	5	30	20	6	1				
37	1	3	2	3					
38		17	16	7					
39		6	4	2					
40	2	21	13	4					1
41	1	1	5	7	1				
42		16	18	3	1				
43		7	3	4				2	
44	2	22	18	7	1			1	
45	1	3	3	6				3	2
46		17	9	9	2			1	
47	1	4	5	7	3			7	
48		6	20	9	1				
49		6	2	18	3			1	
50		6	23	8	2			3	
51		3	10	13	2			1	
52		2	19	10	2			1	
53		5	6	11	8		15		
54		3	20	7	2		3	2	
55		4	7	9	1		8		
56		1	19	11	2		2	1	
57		1	9	11	5		4		
58		1	16	9	1		1		
59			6	13	1		2		
60		1	7	8	8		1		
61			13	18	7			1	
62			8	13	2				
63		1	7	21	7		2		
64		2	11	11	3		3		
65		1	12	8	4	1	2		
66			3	9	5		1		
67			11	13	4	1			
68			7	6	9				
69			7	12	21		2		
70			6	10	3	1			
71			8	12	6	2	2		
72		1	5	5	4	1			
73			1	11	17	2	1		
74			4	9	8	1			
75			3	10	7				
76			2	6	6	2	1		

給号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			5	7	13		2		
78			2	11	4				
79			2	7	9	2	1		
80			5	9	5	1			
81			2	14	7	3	1		
82			1	6	4	2			
83			3	14	5	36			
84			4	4	5	3			
85			2	16	6	3			
86				6	9	2			
87			1	6	5	3			
88				6	3	1			
89		1	1	6	4	2			
90			2	7	6				
91				10	4	1			
92		1		2	5				
93			1	6	52	1			
94				6					
95				12					
96				4					
97				9					
98		1	1	5					
99				9					
100				8					
101			2	5					
102				7					
103				5					
104			1	5					
105				4					
106				3					
107			1	4					
108				2					
109				2					
110				6					
111				1					
112				2					
113				7					
114				3					
115				4					
116				2					
117				7					
118				4					
119				6					
120				6					
121				9					
122				2					
123				5					
124				5					
125			1	33					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	248	386	463	713	306	71	54	24	18
総計	2,283								

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13		3	1		
14					
15					
16		1	1		
17		1			
18		1			
19					
20		2			
21		1			
22		1			
23					
24		3	2		
25		1	1		
26		1	4		
27					
28		2	1		
29					
30		1	1		
31		2			1
32			2		
33		2			1
34		2	3		
35		2	1		
36		1	1		
37			1		
38			1		
39			1		
40					
41			2		
42			4		
43		1			
44		2			
45		1			
46		4	4	1	
47		1	3	11	
48		2			
49		1			
50		1	2		
51		1	4	5	
52		2		1	
53		1	1	2	
54		1		1	
55		1	2	1	
56		1			
57		1	1		
58				1	
59		1	1	2	
60			2	1	
61		1	1	3	
62			1		
63		2	1	1	
64			2	2	
65				3	
66		1	5	2	
67			1	1	
68			3	1	
69		1		1	
70			2	2	
71			1		
72				1	
73			2	2	
74			2		
75			2		
76			1		

給 号	級	1	2	3	4	5
77				3		
78			1	1		
79				3		
80				3		
81				1		
82			1	1		
83				1		
84				1		
85				3		
86						
87						
88				2		
89				20		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96			1			
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	61	111	45	2
総計				219		

医療職給料表（1）

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8		3			
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23			1		
24					
25					
26					
27					
28		1			
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					1
38					
39					
40					
41					
42					
43					1
44					
45					1
46					
47				1	1
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					1
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					1
62					1
63					1
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70				1	
71					
72					
73					
74					
75					
76					

給 号	級	1	2	3	4
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		6	1	3	8
総計		18			

医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9							
10							
11							
12		1	1				
13							
14							
15							
16			4				
17							
18							
19			1				
20		1	1				
21							
22			1				
23		1	2				
24	1						
25							
26		1	1				
27							
28			1				4
29			1				1
30			1				
31							
32			3				
33							
34			1				
35			1				
36			1				
37							
38			1				
39			3				
40							
41					1		
42					1		
43			1				
44						6	
45					1		
46			1				
47				2			
48						2	
49							
50					1		
51			3				
52					2	1	
53			1	1		1	
54					1	1	
55			2		1		
56		1	2			1	
57				1		1	
58				2			
59			2	1	1	1	
60				1			
61					2		
62							
63					1	1	
64					1		
65					2	11	
66					1		
67					1		
68							
69							
70							
71					1		
72							
73					1		
74					1		
75				1	1		
76					1		

給 号	1	2	3	4	5	6	7
77							
78							
79					3		
80							
81				1			
82					2		
83				1	4		
84							
85					11		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	1	6	36	11	42	26	5
総計				127			

医療職給料表（3）

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6			1			
7						
8			1			
9						
10			2			
11						
12						
13						
14						
15						
16		4				
17			1			
18						
19		1	2			
20		2				
21			1			
22						
23			2			
24		4				
25			2			
26						
27						
28						
29			2			
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36						
37						
38						
39						
40			1			
41			1			
42			1			
43			1			
44						2
45						
46				1		
47						
48						2
49						1
50			1			2
51						1
52						1
53				1		5
54						1
55				1		
56				2		
57						
58						
59				1		
60				4		
61				1		
62				1		
63		1			1	
64						
65						
66				3	1	
67				1		
68					2	
69					1	
70						
71						
72					1	
73				1	1	
74					1	
75					1	
76				2	1	

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1	2	
78					1	1	
79						1	
80						3	
81					1		
82						1	
83						2	
84					1	1	
85					1		
86					1	1	
87						2	
88							
89						2	
90						1	
91							
92							
93						11	
94							
95					1		
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	12	20	26	38	15
総計		111					

福祉職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15		1				
16		1				
17		1				
18						
19						
20						
21						
22	1					
23		1				
24		1				
25	4					
26						
27						
28	1	2				
29						
30						
31	1	2				
32						
33	1	2				1
34	2	1				
35						
36		1				
37						
38		2				
39			1			
40						
41		1				
42		1				
43						
44		1				
45						
46						
47		1	1			
48			1	1		
49						
50						
51		1	1		1	
52		1				
53		1				
54			2	1		
55						
56					1	
57						
58						
59				1		
60					1	
61				1		
62				2		
63				1		
64				1	1	
65		2				
66						
67				1		
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						

給号 級	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86				1		
87				1		
88			1	1		
89				1		
90						
91						
92						
93				13		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	10	24	7	24	4	1
総計				70		

高等学校等教育職給料表

給 号	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5			41			
6			5			
7			1			
8			34			
9			1			
10			4			
11			3			
12			44			
13			2			
14			9			
15			4			
16			34			
17			10			
18			15			
19			4			
20			59			
21			3			
22			19			
23			8			
24			28			
25			2			
26			25			
27			12			1
28	1		23			1
29			19			2
30			9			4
31			38			23
32			8			8
33			20			3
34			7			3
35			26			4
36			6			2
37			7			18
38	1		27			
39			9			
40			23			
41			11			
42			20			
43	1		18			
44			25			
45			5			
46			22			
47			7			
48			23			
49			11			
50	1		6			
51	1		9			
52			17			
53			9			
54			19			
55			8			
56			19		1	
57	1		10			
58	1		19			
59			10			
60			10		1	
61			6		1	
62			19		1	
63			7			
64			21		3	
65			9		3	
66			23		2	
67			10		5	
68			16		18	
69			11		9	
70			20		7	
71			11		9	
72			13		1	
73	2		11		5	
74			11		6	
75			5		5	
76			8		5	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			12		26	
78			23			
79			8			
80			13	1		
81			9			
82	1		16	2		
83			16			
84	1		23			
85			14			
86			15			
87			23			
88			18			
89			14	1		
90			15			
91			13			
92			20	1		
93			15			
94			24			
95			19			
96			19	1		
97			17	1		
98			19			
99	1		23			
100			17	2		
101	1		30			
102			16			
103			10			
104			21			
105			12			
106			35			
107			14			
108			28			
109			5			
110			23			
111			7			
112			22			
113			11			
114			16			
115			18			
116			17			
117			16			
118			23			
119			26			
120			19			
121			24			
122			9			
123			21			
124			21			
125			28			
126			25			
127			16			
128			32			
129			22			
130			36			
131			38			
132			47			
133			29			
134			55			
135			36			
136			59			
137			39			
138			48			
139			105			
140			85			
141			52			
142			43			
143			64			
144			15			
145			24			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		13	2,815	9	108	69
総計				3,014		

小学校および中学校等教育職給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		132			
18		17			
19		3			
20		179			
21					6
22		31			9
23		5			101
24		173			41
25		4			20
26		31			17
27		2			15
28		191			6
29		15			9
30		27			12
31		9			9
32		182			3
33		4			8
34		36			12
35		23			3
36		90			5
37		7			46
38		103			
39		29			
40		40			
41		55			
42		25			
43		113			
44		36			
45		78			
46		21			
47		108			
48		26			
49		25			
50		53			
51		33			
52		85			
53		23			
54		46			
55		22			
56		93			
57		22			
58		40			
59		33			
60		68		1	
61		15			
62		40	1		
63		28			
64		43			
65		22			
66		69			
67		28			
68		71			
69		25			
70		68			
71		22			
72		52	1		
73		31		1	
74		69			
75		27		1	
76		50	1	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
77		19		1	
78		68	1	3	
79		18		2	
80		45	1	5	
81		19	1	3	
82		54		11	
83		26	1	13	
84		38	3	88	
85		27		12	
86		49		34	
87		16		25	
88		49	1	41	
89		25		9	
90		57	3	23	
91		14	1	15	
92		26		16	
93		26	1	67	
94		38			
95		27	3		
96		37	19		
97		21	3		
98		28	3		
99		27	5		
100		24	1		
101		19			
102		27	2		
103		19			
104		39			
105		20			
106		26	1		
107		16			
108		32			
109		17	1		
110		25			
111		16			
112		28			
113		18			
114		38			
115		18			
116		32			
117		15			
118		44			
119		15			
120		35			
121		16			
122		47			
123		18			
124		20			
125		22			
126		34			
127		17			
128		30			
129		21			
130		35			
131		37			
132		26			
133		28			
134		27			
135		42			
136		22			
137		38			
138		33			
139		37			
140		46			
141		24			
142		50			
143		35			
144		52			
145		32			
146		45			
147		51			
148		56			
149		49			
150		74			
151		253			
152		126			
153		96			
154		95			
155		105			
156		61			
157		88			
計	0	6,164	54	372	322
総計			6,912		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37		1	
38			
39			
40			
41			1
42			
43			
44			
45			
46			
47		1	1
48			
49	1		
50			
51			
52			1
53			
54			1
55			
56			
57			
58			1
59			
60			
61			
62			1
63			
64			
65			1
66		1	
67			1
68			
69			1
70			
71			
72			
73			
74			1
75			
76			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77 78 79 80			1 1
81 82 83 84			1
85 86 87 88			
89 90 91 92			2
93 94 95 96			3 1
97 98 99 100		1	2 1 1 2
101 102 103 104			2 4 3
105 106 107 108			3 3 4
109 110 111 112		1 1	1 3 1
113 114 115 116		1	2 1
117 118 119 120			2 3 2
121 122 123 124			2 2
125 126 127 128			2 1 2 3
129 130 131 132			4
133 134 135 136			1 1 4 2
137 138 139 140			1 1 3
141 142 143 144			8
145 146 147 148			
149 150 151 152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153 154 155 156			
157 158 159 160			
161 162 163 164			
165 166 167 168			
169 170 171 172			
173			
計	1	7	96
総 計		104	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人	円	人	円
		2,327	322,763	513	319,786
1年未満		68	185,835	6	151,733
1年以上 2年未満		76	191,479	11	155,873
2年以上 3年未満		84	197,423	8	161,913
3年以上 5年未満		130	209,851	15	176,880
5年以上 7年未満		142	225,958	24	189,304
7年以上 10年未満		209	247,554	15	208,427
10年以上 15年未満		238	284,539	54	236,667
15年以上 20年未満		257	329,159	50	275,638
20年以上 25年未満		304	370,778	60	334,565
25年以上 30年未満		380	390,381	84	362,931
30年以上 35年未満		288	411,897	74	383,470
35年以上		151	425,095	112	395,608

第7表 職員の給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養手当 受給者	扶養親族数					受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数
		配偶者	1人目		その他	計		
			配偶者 なし	配偶者 あり				
行政職	1,486	885	57	1,227	1,015	3,184 (2,199)	2.1	1.0
警察職	1,415	1,041	21	1,178	1,124	3,364 (2,289)	2.4	1.5
研究職	117	63	0	100	77	240 (176)	2.1	1.1
医療職(1)	8	6	0	5	4	15 (9)	1.9	0.8
医療職(2)	58	22	4	46	34	106 (80)	1.8	0.8
医療職(3)	28	5	5	20	20	50 (44)	1.8	0.5
福祉職	25	17	0	20	19	56 (37)	2.2	0.8
高等学校等教育職	1,307	615	61	1,074	906	2,656 (1,946)	2.0	0.9
小学校および 中学校等教育職	2,469	1,080	116	2,033	1,643	4,872 (3,631)	2.0	0.7
技能労務職	50	35	3	31	20	89 (46)	1.8	0.9
計	6,963	3,769	267	5,734	4,862	14,632 (10,457)	2.1	0.9

注1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

注2 ()内は扶養親族たる子の数。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	19	66	179	306	140	377	333	1,420	62,438

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.0%	16.0%	7.5%
人員(人)		16,165	28	18	16,119
構成比(%)		100.0	0.2	0.1	99.7
平均手当月額(円)		27,277	68,303	82,340	27,144

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 64	人 1	人 0	人 15	人 4	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 84	円 35,905

第11表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対 する 割 合	平 均 手 当 額
支 給 を 受 け て い る 者		人 2,662	% 16.5	円 28,717
対 象	職 員 自 ら が 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 ①	2,662	16.5	28,717
	配 偶 者 等 が 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 ②	0	0.0	0
全職員1人当たりの手当額		4,729円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
9,001円以上 23,000円以下		6	0.2
23,001円以上 55,000円以下		937	35.2
55,001円以上		1,719	64.6
計		2,662	100.0
平均家賃額	60,276円		

注 1の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全職員に 対する割合	受給者に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	14,961	92.6	100.0
交通機関のみ利用者	2,582	16.0	17.3
交通用具のみ利用者	11,090	68.6	74.1
自動車利用者	10,630	65.8	71.1
自転車等利用者	460	2.8	3.1
交通機関と交通用具との併用者	1,289	8.0	8.6
自動車との併用者	1,045	6.5	7.0
自転車等との併用者	244	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,951 円		
全職員1人当たりの手当額	10,136 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	1,899 (678)	49.1	49.1
10,001円以上 12,000円以下	294 (123)	7.6	56.7
12,001円以上 14,000円以下	274 (71)	7.1	63.7
14,001円以上 16,000円以下	253 (66)	6.5	70.3
16,001円以上 18,000円以下	237 (59)	6.1	76.4
18,001円以上 20,000円以下	226 (73)	5.8	82.2
20,001円以上 22,000円以下	166 (68)	4.3	86.5
22,001円以上 24,000円以下	163 (63)	4.2	90.7
24,001円以上 26,000円以下	96 (24)	2.5	93.2
26,001円以上 28,000円以下	111 (33)	2.9	96.1
28,001円以上 30,000円以下	40 (9)	1.0	97.1
30,001円以上 32,000円以下	30 (5)	0.8	97.9
32,001円以上 34,000円以下	25 (6)	0.6	98.5
34,001円以上 36,000円以下	20 (4)	0.5	99.0
36,001円以上 38,000円以下	7 (1)	0.2	99.2
38,001円以上 40,000円以下	7 (1)	0.2	99.4
40,001円以上 42,000円以下	6 (1)	0.2	99.6
42,001円以上 44,000円以下	6 (1)	0.2	99.7
44,001円以上 46,000円以下	1 (0)	0.0	99.7
46,001円以上 48,000円以下	2 (1)	0.1	99.8
48,001円以上 50,000円以下	0 (0)	0.0	99.8
50,001円以上 52,000円以下	0 (0)	0.0	99.8
52,001円以上	8 (2)	0.2	100.0
計	3,871 (1,289)	100.0	—
平均所要額	12,664 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,931 (272)	16.5	16.5
5km以上 10km未満	3,190 (177)	27.3	43.9
10km以上 14km未満	2,104 (133)	18.0	61.9
14km以上 18km未満	1,422 (97)	12.2	74.1
18km以上 22km未満	1,056 (104)	9.0	83.1
22km以上 26km未満	719 (79)	6.2	89.3
26km以上 30km未満	406 (26)	3.5	92.7
30km以上 34km未満	273 (14)	2.3	95.1
34km以上 38km未満	185 (23)	1.6	96.7
38km以上 42km未満	140 (22)	1.2	97.9
42km以上 46km未満	93 (25)	0.8	98.7
46km以上 50km未満	53 (17)	0.5	99.1
50km以上 54km未満	42 (20)	0.4	99.5
54km以上 58km未満	19 (11)	0.2	99.6
58km以上 62km未満	23 (12)	0.2	99.8
62km以上	19 (13)	0.2	100.0
計	11,675(1,045)	100.0	—
平均使用距離	13.7 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	421 (221)	59.8	59.8
5km以上 10km未満	173 (21)	24.6	84.4
10km以上 15km未満	55 (1)	7.8	92.2
15km以上 20km未満	33 (1)	4.7	96.9
20km以上 25km未満	11 (0)	1.6	98.4
25km以上 30km未満	5 (0)	0.7	99.1
30km以上	6 (0)	0.9	100.0
計	704 (244)	100.0	—
平均使用距離	6.1 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	65			64	1					
警察職給料表	11			1	1	8		1		
研究職給料表	5		4		1					
医療職給料表(2)	5			4	1					
福祉職給料表	1			1						
高等学校等教育職給料表	175	7	168							
小学校および中学校等 教育職給料表	147		138		9					
技能労務職給料表	42									
給料表計	451									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	100			82	17	1				
警察職給料表	3				1	2				
研究職給料表	6		4	2						
医療職給料表(2)	1				1					
医療職給料表(3)	1				1					
福祉職給料表	2		1	1						
高等学校等教育職給料表	1		1							
技能労務職給料表	6									
給料表計	120									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

民間給与関係資料

平成 30 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 659 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 244 人（行政職に相当する調査実人員 217 人）、初任給関係以外の調査職種 6,352 人（行政職に相当する調査実人員 5,592 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、46,093 人であり、行政職に相当するものは 37,088 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 134 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	規 模 計					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 124	事業所 22	事業所 15	事業所 16	事業所 52	事業所 19
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	2	—	—	—	2	—
製 造 業	82	8	11	12	40	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	6	2	1	—	3	—
卸 売 業 , 小 売 業	5	2	—	2	1	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	—	1	—	—	3
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	25	10	2	2	6	5

注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 9 所あった。

2 調査対象事業所 134 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 133 所に占める調査完了事業所 124 所の割合（調査完了率）は、93.2%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	9	52.8	787,136	200	786,936	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	8	52.4	785,252	56	785,196		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	20	53.9	719,347	0	719,347	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	11	54.9	722,353	0	722,353		
短大卒	3	51.3	639,534	0	639,534		
高校卒	6	53.3	756,294	0	756,294		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	96	53.6	671,125	270	670,855	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	74	53.7	700,616	336	700,280		
短大卒	2	53.8	630,457	0	630,457		
高校卒	20	53.3	562,946	44	562,902		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	142	52.8	707,349	1,806	705,543	同上	同上
大学卒	116	53.0	725,530	850	724,680		
短大卒	14	51.4	626,201	11,222	614,979		
高校卒	11	51.7	635,748	470	635,278		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	17	52.5	628,544	280	628,264	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	10	52.3	666,255	490	665,765		
短大卒	5	52.0	641,793	0	641,793		
高校卒	2	54.9	429,631	0	429,631		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	36	52.4	770,598	252	770,346	同上	同上
大学卒	32	52.5	749,424	285	749,139		
短大卒	3	50.7	1,069,544	0	1,069,544		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長	295	49.6	579,388	5,434	573,954	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	180	49.1	592,128	5,137	586,991		
短大卒	43	49.4	589,556	9,756	579,800		
高校卒	70	51.0	541,374	3,542	537,832		
中学卒	2	50.0	504,481	0	504,481		
技術課長	452	49.4	624,948	6,594	618,354	同上	同上
大学卒	344	48.9	635,337	6,492	628,845		
短大卒	39	50.8	643,920	1,776	642,144		
高校卒	67	51.3	556,487	10,149	546,338		
中学卒	2	55.5	473,355	0	473,355		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
90	50.4	651,749	15,432	636,317			
大学卒	52	49.9	676,159	16,869	659,290		
短大卒	10	52.0	553,324	1,262	552,062		
高校卒	28	50.7	637,008	17,493	619,515		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	104	49.1	762,729	10,927	751,802	同 上	同 上
大学卒	77	49.1	788,853	10,519	778,334		
短大卒	14	49.8	749,936	6,288	743,648		
高校卒	10	48.6	426,222	21,149	405,073		
中学卒	3	46.2	435,852	35,919	399,933		
事務係長	466	47.6	487,096	50,521	436,575		
大学卒	227	46.3	502,699	49,972	452,727		
短大卒	66	47.6	473,117	38,372	434,745		
高校卒	169	49.1	470,885	55,431	415,454		
中学卒	4	57.5	452,492	70,773	381,719		
技術係長	597	45.5	532,708	56,251	476,457	同 上	同 上
大学卒	351	43.9	543,593	49,838	493,755		
短大卒	73	47.8	507,696	54,003	453,693		
高校卒	171	49.7	510,181	79,990	430,191		
中学卒	2	46.6	417,179	71,339	345,840		
事務主任	264	41.8	376,996	52,395	324,601		
大学卒	130	38.9	382,448	46,168	336,280		
短大卒	56	44.2	348,202	47,351	300,851		
高校卒	75	44.8	384,395	62,620	321,775		
中学卒	3	47.2	451,381	132,387	318,994		
技術主任	431	40.8	465,420	83,325	382,095	同 上	同 上
大学卒	310	40.5	474,680	84,021	390,659		
短大卒	50	39.2	427,706	79,974	347,732		
高校卒	69	43.6	454,436	82,826	371,610		
中学卒	2	45.0	390,615	81,740	308,875		
事務係員	1,290	39.2	318,251	36,384	281,867		
大学卒	542	35.6	325,876	37,197	288,679		
短大卒	246	39.7	297,033	28,169	268,864		
高校卒	498	42.4	319,876	38,887	280,989		
中学卒	4	44.0	320,713	57,880	262,833		
技術係員	1,283	38.3	347,612	46,358	301,254	同 上	同 上
大学卒	647	33.6	363,833	57,044	306,789		
短大卒	129	37.4	325,561	41,426	284,135		
高校卒	496	42.9	336,579	37,441	299,138		
中学卒	11	42.0	290,419	26,045	264,374		

注3 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	9	52.8	787,136	200	786,936		
短大卒	8	52.4	785,252	56	785,196		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	15	54.4	759,429	0	759,429	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	8	55.8	773,732	0	773,732		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	53.3	756,294	0	756,294		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	55	53.3	759,567	311	759,256	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	46	53.3	775,803	367	775,436		
短大卒	2	53.8	630,457	0	630,457		
高校卒	7	53.3	678,075	0	678,075		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	98	53.2	751,848	984	750,864	同 上	同 上
大学卒	91	53.2	751,914	1,054	750,860		
短大卒	4	51.9	741,237	49	741,188		
高校卒	3	54.1	760,878	374	760,504		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	7	54.5	868,658	689	867,969	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	5	54.9	872,434	1,018	871,416		
短大卒	2	53.6	860,729	0	860,729		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	17	53.5	912,237	512	911,725	同 上	同 上
大学卒	15	54.1	889,879	588	889,291		
短大卒	2	49.5	1,062,195	0	1,062,195		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	191	50.1	623,104	4,727	618,377	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7級、8級
大学卒	122	49.7	631,606	3,569	628,037		
短大卒	27	49.0	623,321	10,418	612,903		
高校卒	41	52.2	598,118	4,388	593,730		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	341	49.3	637,194	6,115	631,079	同 上	同 上
大学卒	269	48.9	640,675	5,506	635,169		
短大卒	29	50.9	682,275	2,143	680,132		
高校卒	43	51.6	584,874	12,754	572,120		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
60	51.4	723,806	12,595	711,211			
大学卒	31	51.0	754,523	13,275	741,248		
短大卒	6	53.8	662,574	2,169	660,405		
高校卒	23	51.4	689,249	14,107	675,142		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	60	49.5	802,085	7,756	794,329	同 上	同 上
大学卒	47	49.4	819,046	8,043	811,003		
短大卒	6	50.7	794,102	2,126	791,976		
高校卒	7	47.9	403,158	15,581	387,577		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	278	48.4	519,233	51,003	468,230	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	136	46.8	532,795	47,939	484,856		
短大卒	33	48.3	507,109	42,785	464,324		
高校卒	108	50.6	504,261	57,868	446,393		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	426	45.6	538,796	59,747	479,049	同 上	同 上
大学卒	248	43.8	547,585	53,842	493,743		
短大卒	49	48.4	511,048	57,907	453,141		
高校卒	129	50.5	523,209	81,171	442,038		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	139	40.8	388,830	43,947	344,883	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	76	37.9	391,569	42,964	348,605		
短大卒	30	43.0	362,346	46,091	316,255		
高校卒	33	46.0	404,896	44,434	360,462		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	306	41.4	473,979	83,226	390,753	同 上	同 上
大学卒	223	41.1	483,710	84,138	399,572		
短大卒	38	39.4	436,473	79,067	357,406		
高校卒	45	44.5	459,543	82,451	377,092		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	552	40.5	336,226	38,816	297,410		行政職 1級
大学卒	216	36.5	343,087	38,575	304,512		
短大卒	83	40.4	315,641	27,261	288,380		
高校卒	252	43.2	336,715	41,766	294,949		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	785	38.9	347,081	42,163	304,918		同 上
大学卒	342	32.9	365,786	52,103	313,683		
短大卒	69	37.1	329,892	40,227	289,665		
高校卒	374	43.3	336,110	35,458	300,652		
中学卒	—	—	—	—	—		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	5	52.5	585,944	0	585,944	構成員 50 人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	3	52.2	559,727	0	559,727		
短大卒	2	53.0	625,270	0	625,270		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	31	54.9	524,355	272	524,083	2 課以上または構成員 20 人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	20	55.3	540,469	384	540,085		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	11	54.3	496,856	80	496,776		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	42	51.9	599,324	100	599,224	同 上	同 上
大学卒	25	52.3	615,627	0	615,627		
短大卒	9	51.4	582,705	0	582,705		
高校卒	7	50.7	576,513	591	575,922		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	8	52.9	460,517	0	460,517	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職 (部長一課長間)	同 上
大学卒	3	53.4	471,535	0	471,535		
短大卒	3	50.7	471,641	0	471,641		
高校卒	2	54.9	429,631	0	429,631		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	19	51.4	633,283	0	633,283	同 上	同 上
大学卒	17	51.0	617,250	0	617,250		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務課長	92	48.3	468,202	7,765	460,437	2 係以上または構成員 10 人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	52	47.2	469,520	10,739	458,781		
短大卒	15	49.9	485,102	8,837	476,265		
高校卒	24	49.2	455,825	1,752	454,073		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	101	49.7	567,385	9,822	557,563	同 上	同 上
大学卒	72	49.3	607,766	13,407	594,359		
短大卒	9	50.8	471,144	0	471,144		
高校卒	18	50.4	468,262	1,810	466,452		
中学卒	2	55.5	473,355	0	473,355		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	27	47.8	473,504	23,514	449,990		
短大卒	19	47.5	503,908	26,246	477,662		
高校卒	4	49.6	401,297	0	401,297		
中学卒	4	47.4	418,537	34,596	383,941		
技術課長代理	—	—	—	—	—		
大学卒	44	48.1	664,403	18,851	645,552	同 上	同 上
短大卒	30	48.0	694,287	18,275	676,012		
高校卒	8	48.7	693,870	11,571	682,299		
高校卒	3	49.6	462,798	29,979	432,819		
中学卒	3	46.2	435,852	35,919	399,933		
事務係長	154	45.8	428,278	55,868	372,410	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	71	45.3	442,703	64,584	378,119		
短大卒	27	46.5	442,065	35,395	406,670		
高校卒	53	45.5	401,058	53,312	347,746		
中学卒	3	57.9	441,711	81,704	360,007		
技術係長	164	45.1	510,743	41,847	468,896	同 上	同 上
大学卒	98	44.7	531,284	32,065	499,219		
短大卒	23	46.1	501,141	43,009	458,132		
高校卒	41	45.7	446,739	76,052	370,687		
中学卒	2	46.6	417,179	71,339	345,840		
事務主任	102	43.4	373,895	65,446	308,449	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	43	40.2	374,119	53,034	321,085		
短大卒	21	46.7	341,929	52,423	289,506		
高校卒	35	44.8	384,582	80,975	303,607		
中学卒	3	47.2	451,381	132,387	318,994		
技術主任	116	38.0	437,015	86,220	350,795	同 上	同 上
大学卒	82	37.3	441,475	87,350	354,125		
短大卒	11	37.5	381,865	85,158	296,707		
高校卒	21	40.4	452,532	82,937	369,595		
中学卒	2	45.0	390,615	81,740	308,875		
事務係員	556	38.7	294,524	32,894	261,630	同 上	行政職 1級
大学卒	234	36.2	305,946	34,469	271,477		
短大卒	121	40.4	279,643	29,954	249,689		
高校卒	198	40.7	290,600	33,019	257,581		
中学卒	3	40.0	252,282	17,618	234,664		
技術係員	456	36.4	352,273	61,639	290,634	同 上	同 上
大学卒	279	34.9	364,861	69,130	295,731		
短大卒	53	37.4	308,576	40,271	268,305		
高校卒	113	39.6	341,579	53,331	288,248		
中学卒	11	42.0	290,419	26,045	264,374		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	10	51.3	586,949	0	586,949	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	8	52.3	604,504	0	604,504		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	47.5	516,730	0	516,730		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	2	48.0	473,210	94,300	378,910	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	2	43.5	480,090	0	480,090	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	2	43.5	480,090	0	480,090		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	12	48.2	525,590	2,162	523,428	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級
大学卒	6	47.2	545,774	881	544,893		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	5	47.9	402,025	4,132	397,893		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	10	49.0	450,120	2,377	447,743	同 上	同 上
大学卒	3	45.8	406,540	0	406,540		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	51.0	478,617	3,833	474,784		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
3	50.2	629,917	6,667	623,250			
大学卒	2	51.5	748,770	0	748,770		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	34	46.1	394,623	19,533	375,090	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	20	45.4	418,056	16,662	401,394		
短大卒	6	47.3	373,316	20,354	352,962		
高校卒	8	46.8	352,021	26,097	325,924		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	7	46.4	371,294	22,009	349,285	同 上	同 上
大学卒	5	45.3	359,660	30,780	328,880		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	23	40.2	317,848	39,410	278,438	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	11	41.5	351,352	39,840	311,512		
短大卒	5	40.1	294,778	30,556	264,222		
高校卒	7	38.2	281,677	45,060	236,617		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	9	46.2	325,709	46,944	278,765	同 上	同 上
大学卒	5	47.5	326,170	12,000	314,170		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	43.5	323,610	92,667	230,943		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	182	34.8	307,491	35,749	271,742	行政職 1級	
大学卒	92	31.4	322,263	39,480	282,783		
短大卒	42	35.6	295,019	25,638	269,381		
高校卒	48	41.8	284,973	36,820	248,153		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	42	37.2	307,959	43,110	264,849	同 上	
大学卒	26	33.5	285,979	35,601	250,378		
短大卒	7	43.6	378,517	75,996	302,521		
高校卒	9	43.1	316,579	39,225	277,354		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	9	53.6	819,151	582	818,569	構 成 員 50 人 以 上 の 所 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
研 究 部 (課) 長	85	48.3	730,354	6,087	724,267	2 室 (係) 以 上 ま た は 構 成 員 7 人 以 上 の 部 (課) の 長
研 究 室 (係) 長	82	41.5	514,879	25,836	489,043	構 成 員 3 人 以 上 の 室 (係) の 長
主 任 研 究 員	77	33.5	398,863	42,143	356,720	下 記 研 究 員 よ り 上 位 の 者 (研 究 所 長 の 職 名 を 有 す る 者、 上 記 研 究 部 (課) 長 お よ び 研 究 室 (係) 長 を 除 く。)
研 究 員	119	33.2	346,670	29,627	317,043	
研 究 補 助 員	57	35.2	270,771	23,665	247,106	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	X	X	X	X	X	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 5 人 以 上
副 院 長	X	X	X	X	X	上 記 病 院 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者
医 科 長	5	51.9	1,179,720	109,414	1,070,306	部 下 に 医 師 ま た は 歯 科 医 師 1 人 以 上
医 師	5	50.5	1,004,757	107,069	897,688	
薬 局 長	4	51.0	510,730	41,441	469,289	部 下 に 薬 剤 師 2 人 以 上
薬 剤 師	6	37.5	297,978	17,085	280,893	
診 療 放 射 線 技 師	17	39.5	354,287	34,106	320,181	
臨 床 検 査 技 師	13	38.6	291,055	30,755	260,300	
栄 養 士	7	42.1	293,750	25,150	268,600	
理 学 療 法 士	29	32.1	280,714	5,945	274,769	
作 業 療 法 士	16	30.8	263,615	4,154	259,461	
総 看 護 師 長	3	55.5	497,386	3,333	494,053	部 下 に 看 護 師 長 5 人 以 上
看 護 師 長	41	47.7	459,779	98,121	361,658	部 下 に 看 護 師 ま た は 准 看 護 師 5 人 以 上
看 護 師	89	41.3	379,350	73,179	306,171	
准 看 護 師	24	46.6	310,092	52,938	257,154	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
高等学校校長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	
高等学校教頭	7	55.6	765,200	2,743	762,457	
高等学校教諭	45	41.7	552,127	1,671	550,456	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	人 2	歳 58.0	円 202,225	円 29,128	円 173,097	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	13	54.0	331,270	12,586	318,684	
用務員	2	56.0	210,755	0	210,755	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	7	62.1	619,900	5,863	614,037	
事務・技術課長	3	62.3	433,706	13,706	420,000	
事務・技術課長代理	2	66.6	451,512	0	451,512	
事務・技術係長	7	63.0	276,902	53,082	223,820	
事務・技術係員	286	62.6	216,731	9,793	206,938	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成30年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	202,860	211,166	199,894	194,714	
	短大卒	184,970	188,932	184,150	X	
	高校卒	166,066	168,789	164,563	※ 162,000	
	新卒事務員	大学卒	199,940	208,729	196,213	※ 196,000
		短大卒	183,721	※ 186,311	※ 187,366	X
		高校卒	166,778	※ 166,554	166,948	-
	新卒技術者	大学卒	206,306	213,340	203,981	※ 191,500
		短大卒	186,672	※ 191,339	※ 179,400	-
		高校卒	165,465	※ 170,793	※ 161,698	※ 162,000
新卒研究員補助	短大卒	※ 190,926	※ 190,926	-	-	
	高校卒	X	X	-	-	
薬 剤 師	大学卒	X	-	X	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 208,200	X	X	-	
準新卒准看護師	養成所卒	X	X	-	-	

- 注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する		配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	(87.8%)	(12.2%)		
86.7%				13.3%

注 () 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
17.4%	8.5%	74.1%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支 給 月 額
配 偶 者	14,359 円
配偶者と子1人	19,642 円 (5,283 円)
配偶者と子2人	24,704 円 (5,062 円)

- 注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	51.1%
支給しない	48.9%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額最高支給額の平均額の階層	33,000円以上 34,000円未満

第 19 表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	384,322	292,561
	上半期 (A2)	382,050	298,528
特別給の支給額	下半期 (B1)	843,484	631,485
	上半期 (B2)	868,712	578,623
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.19	2.16
	上半期 (B2/A2)	2.27	1.94
	年間計	4.46	4.10
年間の平均		4.46	

注1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	新 規 学 卒 者 の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	%	%
大 学 卒	規 模 計	30.9	(49.3)	(50.7)	-	69.1
	500人以上	24.1	(69.1)	(30.9)	-	75.9
	100人以上 500人未満	36.2	(47.4)	(52.6)	-	63.8
	100人未満	34.2	(16.7)	(83.3)	-	65.8
高 校 卒	規 模 計	20.0	(51.5)	(48.5)	-	80.0
	500人以上	18.5	(78.0)	(22.0)	-	81.5
	100人以上 500人未満	24.3	(33.0)	(67.0)	-	75.7
	100人未満	11.4	(50.0)	(50.0)	-	88.6

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
役職段階	%	%	%	%
係 員	55.3	1.8	-	42.9
課 長 級	41.0	4.4	-	54.6

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
	%	%	増 額	減 額	変化なし	%	%
係 員	89.8	89.8	31.8	1.9	56.1	0.0	10.2
課 長 級	69.4	69.4	20.6	3.0	45.8	0.0	30.6

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項 目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	91.8	48.8	82.6	62.1	8.2
	500人以上	87.7	67.8	78.1	60.9	12.3
	100人以上 500人未満	92.8	34.1	87.6	60.8	7.2
	100人未満	100.0	43.0	79.8	68.4	0.0
課 長 級	規模計	75.3	42.0	85.3	57.6	24.7
	500人以上	66.4	67.8	77.8	65.2	33.6
	100人以上 500人未満	77.3	24.9	91.7	50.3	22.7
	100人未満	94.3	33.5	84.6	60.5	5.7

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	55.8	44.2	45.4	54.6	40.9	59.1
500人以上	61.2	38.8	43.6	56.4	37.1	62.9
100人以上 500人未満	51.9	48.1	46.0	54.0	43.2	56.8
100人未満	53.8	46.2	48.3	51.7	44.8	55.2

生計費關係資料

平成 30 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

1 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人から5人世帯については、家計調査の大津市勤労者世帯における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の単身勤労者世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成30年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、有業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯

第 25 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 30 年 4 月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,270	43,620	54,180	64,730	75,290
住居関係費	37,230	40,800	36,690	32,570	28,460
被服・履物費	3,310	11,550	13,260	14,980	16,700
雑 費 I	38,290	34,590	64,150	93,730	123,290
雑 費 II	5,220	11,930	14,780	17,630	20,480
計	111,320	142,490	183,060	223,640	264,220

労働経済関係資料

第 26 表 労働経済指標

その 1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	① きまって支給する 給与(調査産業計)		② 所 定 内 給 与 (調査産業計)		③ 総実労働時間数 (調査産業計)	④ 所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
平成 28 年度	※ 289.9	※ 0.5	※ 264.9	※ 0.5	148.3	12.7
29 年度	※ 291.0	※ 0.4	※ 266.1	※ 0.5	147.9	12.6
平成 29 年 4 月	295.0	0.3	268.9	0.6	153.1	13.2
5 月	289.1	0.5	264.8	0.7	144.7	12.3
6 月	291.5	0.4	267.3	0.7	154.2	12.3
7 月	291.3	0.4	267.1	0.6	150.5	12.4
8 月	289.3	0.4	265.3	0.4	144.5	12.0
9 月	291.1	0.7	267.1	0.8	148.4	12.5
10 月	291.6	0.2	266.6	0.4	149.7	12.8
11 月	291.8	0.4	266.0	0.4	150.9	13.1
12 月	291.9	0.4	266.0	0.5	148.9	13.2
平成 30 年 1 月	290.0	0.7	265.6	0.8	139.0	12.0
2 月	290.0	0.2	265.3	0.4	143.1	12.4
3 月	293.8	0.8	268.4	0.9	147.6	12.9
4 月	296.6	0.6	270.7	0.7	150.9	13.0
5 月	292.7	1.2	268.3	1.3	146.6	12.4

注 1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模 30 人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 ①、②、⑤、⑥については、平成 27 年平均=100 とした指数を基礎としている。

3 ※は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
⑤ きまって支給する 給与(調査産業計)		⑥ 所 定 内 給 与 (調査産業計)		⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
※ 290.2	※ 0.9	※ 263.8	※ 1.1	146.5	12.0
※ 288.4	※△0.6	※ 259.6	※△1.6	147.4	13.2
296.9	0.5	266.3	△0.8	152.8	13.8
287.4	△0.8	259.6	△1.9	143.7	12.8
292.2	△0.2	262.4	△1.6	154.6	12.7
287.7	△0.5	259.4	△1.2	151.0	12.9
284.1	△1.5	256.3	△2.5	142.3	12.1
289.5	1.6	261.9	0.6	146.7	12.2
286.9	△1.0	258.6	△1.7	148.4	12.7
287.9	△1.5	258.8	△2.4	151.3	13.1
290.1	0.3	260.4	△0.1	148.7	13.7
281.7	△1.3	250.4	△2.7	137.4	13.4
285.3	△0.9	253.0	△1.9	146.3	14.6
282.7	△0.8	250.2	△2.4	145.6	14.5
287.9	△3.0	255.5	△4.0	151.6	14.9
282.7	△1.6	251.8	△3.0	144.8	13.7

その2 雇用・生計費等

項目 年月	①常用雇用指数(調査産業計)				②有効求人倍率 (季節調整値)		③ 完全失業率 (季節調整値) (%)
	全 国		滋 賀 県		全 国	滋 賀 県	
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	
平成 28 年度	※ 100.9	※ 0.9	※ 100.7	※ 0.7	1.39	1.20	3.0
29 年度	※ 102.5	※ 1.6	※ 102.8	※ 2.1	1.54	1.33	2.7
平成 29 年 4 月	102.6	1.6	103.0	2.2	1.47	1.25	2.8
5 月	102.9	1.8	103.7	3.2	1.49	1.27	3.0
6 月	102.9	1.5	103.9	2.9	1.50	1.31	2.8
7 月	103.1	1.7	104.0	2.9	1.51	1.30	2.8
8 月	102.7	1.4	104.0	2.7	1.52	1.30	2.8
9 月	102.9	1.7	102.5	1.3	1.53	1.31	2.8
10 月	103.0	1.8	102.6	1.3	1.55	1.33	2.8
11 月	103.2	1.8	102.4	0.7	1.56	1.36	2.7
12 月	103.1	1.5	102.1	△0.2	1.59	1.37	2.7
平成 30 年 1 月	102.8	1.4	102.6	1.2	1.59	1.36	2.4
2 月	102.7	1.6	102.4	0.0	1.58	1.37	2.5
3 月	102.0	1.5	101.1	△1.0	1.59	1.42	2.5
4 月	103.8	1.2	102.6	△0.4	1.59	1.37	2.5
5 月	104.2	1.3	103.1	△0.6	1.60	1.36	2.2

注1 ①、②厚生労働省、③～⑤総務省、⑥日本銀行による。

2 ①、⑤、⑥は平成 27 年基準である。

3 ※は、暦年によるものである。

4 ②の滋賀県の平成 28 年度、平成 29 年度の欄は原数値である。

④消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑤消費者物価指数 (総合)				⑥国内企業物価指数	
全国		大津市		全国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)
※ 309.6	※ △1.8	※ 324.6	※ 1.7	100.0	△0.1	100.3	0.2	96.7	△2.4
※ 313.1	※ 1.1	※ 295.1	※ △9.1	100.7	0.7	101.2	0.9	99.3	2.7
329.9	△2.4	368.1	4.6	100.3	0.4	100.8	0.6	98.4	2.1
315.2	2.8	316.2	0.3	100.4	0.4	101.1	0.7	98.4	2.1
296.7	7.2	263.1	△22.0	100.2	0.4	100.9	0.5	98.5	2.2
308.8	2.1	294.6	0.9	100.1	0.4	100.9	0.9	98.7	2.5
301.6	0.0	285.8	△3.3	100.3	0.7	101.0	1.0	98.8	2.9
295.2	△0.4	260.2	△8.4	100.5	0.7	101.1	1.0	99.0	3.0
313.7	2.6	324.4	△6.0	100.6	0.2	101.2	0.5	99.4	3.5
301.2	2.4	253.8	△22.6	100.9	0.6	101.4	0.6	99.8	3.5
352.1	0.8	335.0	△8.9	101.2	1.0	101.5	1.2	100.0	3.0
317.7	3.4	258.3	△10.2	101.3	1.4	101.8	1.5	100.3	2.7
289.2	△3.0	313.9	21.1	101.3	1.5	101.7	1.5	100.4	2.6
335.0	△0.6	364.2	24.1	101.0	1.1	101.3	1.3	100.3	2.1
335.0	1.5	332.9	△9.6	100.9	0.6	101.4	0.7	100.5	2.1
312.4	△0.9	298.1	△5.7	101.0	0.7	101.3	0.2	101.1	2.7

時間外勤務などに関する
職員アンケート関係資料

時間外勤務などに関する職員アンケートの結果について

1 実施の目的

人事委員会では、平成 29 年 3 月に知事に対し「時間外勤務の縮減について」の提言を行い、また同年 10 月の「報告および勧告」においては、7 月に行った職員アンケートの結果等を踏まえ、働き方改革の推進の観点から各種の提言を行ったところである。

この間、各任命権者においては、働き方改革実現のための実行計画や取組方針を策定され、その実現に向けて精力的に取組を進めておられ、一定の成果も報告されているところである。

当委員会では、こうした取組について、昨年の調査以降の職員の意識や職場環境の変化等について把握、分析することを目的に、本年度も職員アンケート調査を実施した。

2 アンケートの概要

(1) 実施期間

平成 30 年 7 月 2 日（月）～7 月 31 日（火）

(2) 対象者

約 3,680 人（一般職員約 3,000 人、管理職員約 680 人）

※総合事務支援システムを利用できるすべての職員

（企業職員、技能労務職員、臨時的任用職員および嘱託職員を除く）

(3) 回答者数

2,520 人（一般職員 1,945 人、管理職員 575 人）

	対象者数	回答者数	回答率
一般職員	約 3,000 人	1,945 人	約 65 %
管理職員	約 680 人	575 人	約 85 %
合計	約 3,680 人	2,520 人	約 68 %

(4) アンケート項目

①直近の 1 年間の 1 日当たりの時間外勤務時間数、時間外勤務を行う頻度、1 か月の時間外勤務が最も長かった月の時間数

②時間外勤務が発生した理由

③職員の意識と職場環境の変化

④課題

⑤今後さらに推進すべきと思う取組 など

※①は一般職員のみ

3 結果の概要

別添のとおり

時間外勤務などに関する職員アンケート結果（概要）

<一般職員対象 問1～問8>

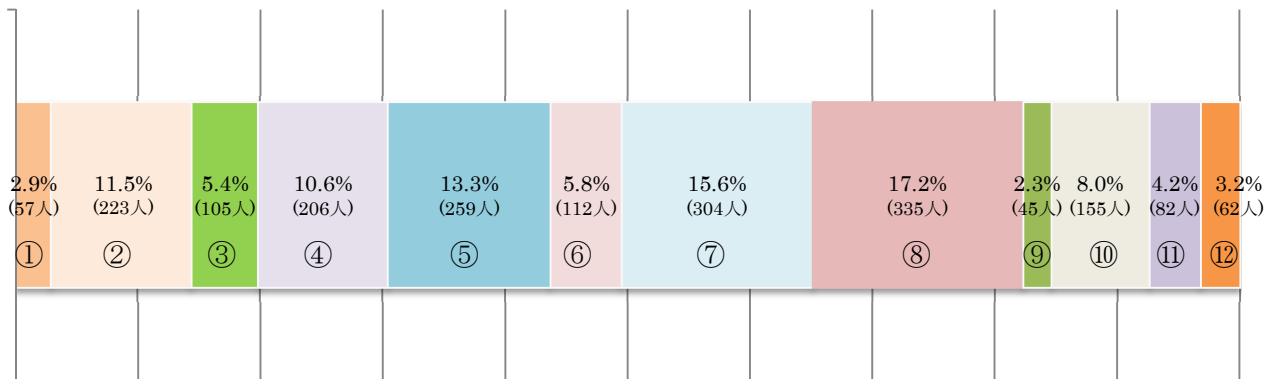
【問1】 あなたの性別を教えてください。（回答者数 1,945 人）

- ①男性 ②女性



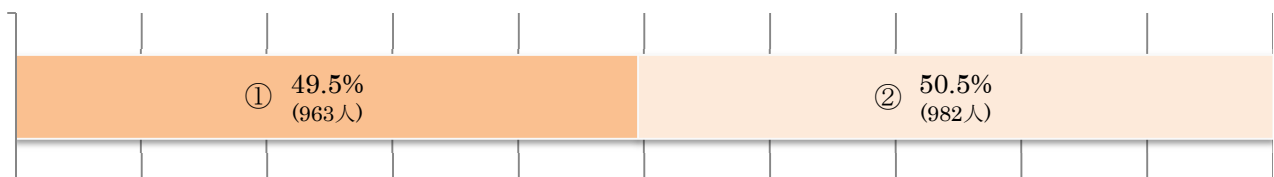
【問2】 あなたの部局を教えてください。（回答者数 1,945 人）

- ①総合政策部 ②総務部 ③県民生活部
 ④琵琶湖環境部 ⑤健康医療福祉部 ⑥商工観光労働部
 ⑦農政水産部 ⑧土木交通部 ⑨会計管理局
 ⑩教育委員会（県立学校を除く） ⑪教育委員会（県立学校） ⑫その他の行政委員会等



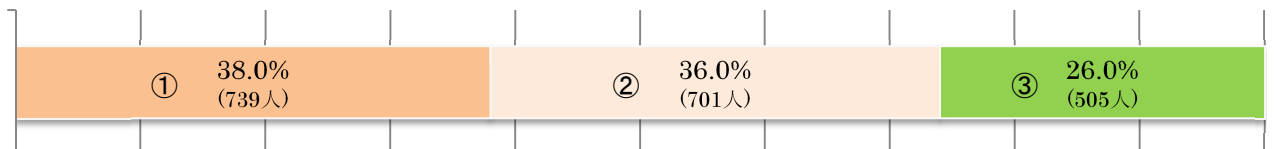
【問3】 あなたの勤務場所を教えてください。（回答者数 1,945 人）

- ①本庁 ②地方機関



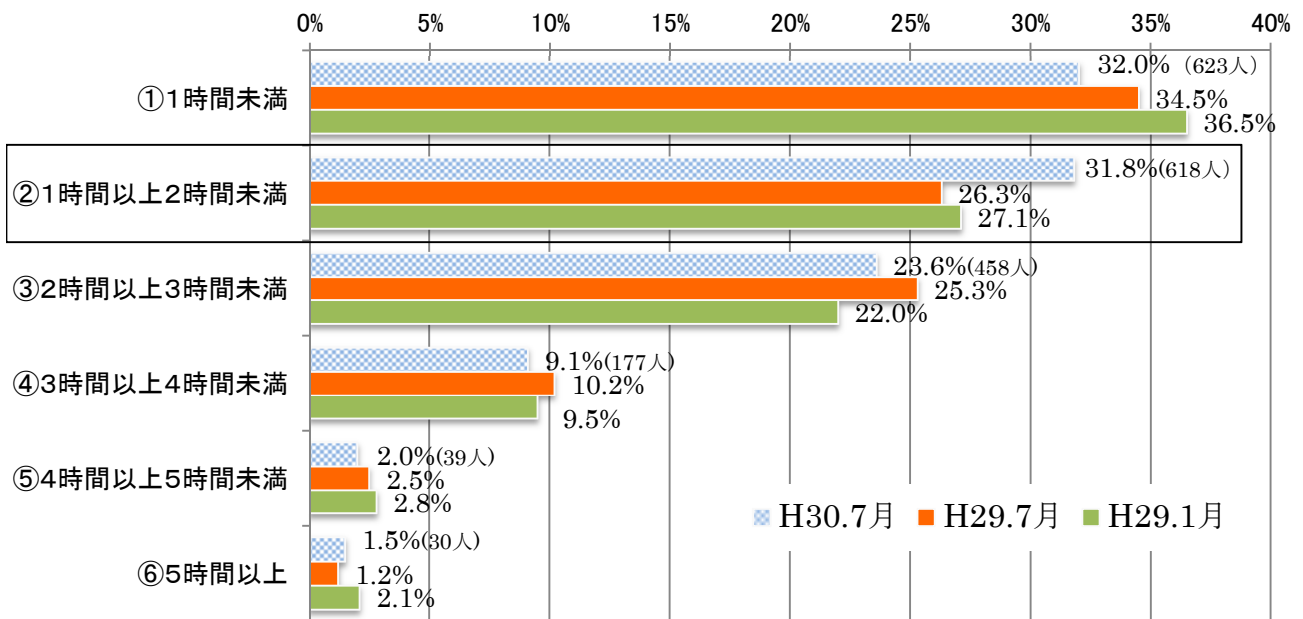
【問4】 あなたの職位を教えてください。（回答者数 1,945 人）

- ①主事・技師級または主任主事・主任技師級
 ②主査級または係長級
 ③主幹級または課長補佐級



【問5】 直近の1年間（平成29年7月から平成30年6月）で、あなたは1日当たりどの程度の時間外勤務を行いましたか。（回答者数1,945人）

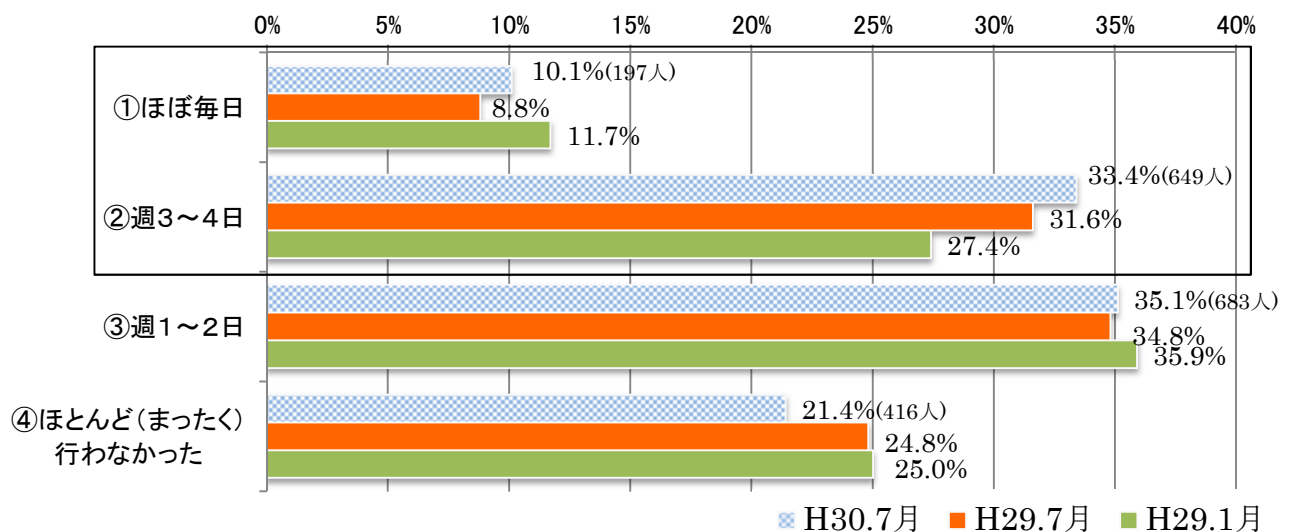
- ① 1時間未満 ② 1時間以上2時間未満 ③ 2時間以上3時間未満
 ④ 3時間以上4時間未満 ⑤ 4時間以上5時間未満 ⑥ 5時間以上



● 前回と同じような傾向であるが、1日当たり1時間以上2時間未満の時間外勤務をしている職員の割合が増えている。一方で、1日当たり4時間以上時間外勤務をしている職員の割合が、わずかではあるが前回に引き続き減っている。（H29.1月：4.9%、H29.7月：3.7%、H30.7月：3.5%）

【問6】 直近の1年間（平成29年7月から平成30年6月）で、あなたが時間外勤務（休日勤務を含む。以下同じ。）を行う頻度はどのくらいでしたか。（回答者数1,945人）

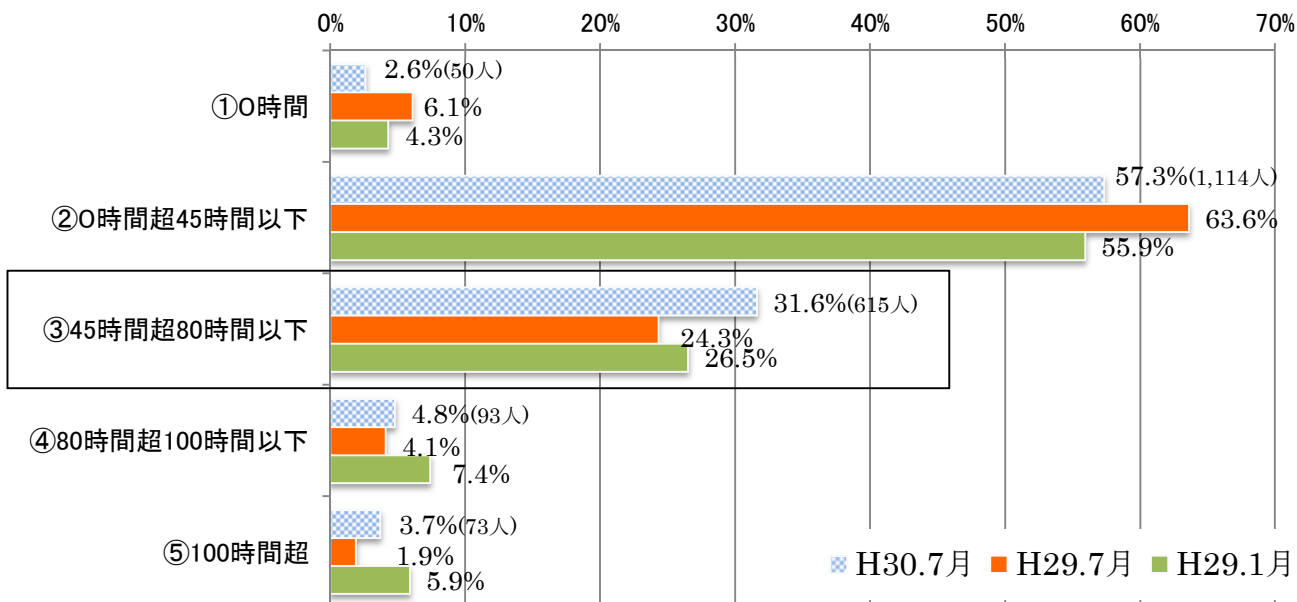
- ① ほぼ毎日 ② 週3～4日
 ③ 週1～2日 ④ ほとんど（まったく）行わなかった



● 週3日以上時間外勤務をしている職員の割合がやや増えている。（H29.1月：39.1%、H29.7月：40.4%、H30.7月：43.5%）

【問7】 直近の1年間（平成29年7月から平成30年6月）で、あなたの1か月の時間外勤務が最も長かった月の時間数はどのくらいでしたか。（回答者数1,945人）

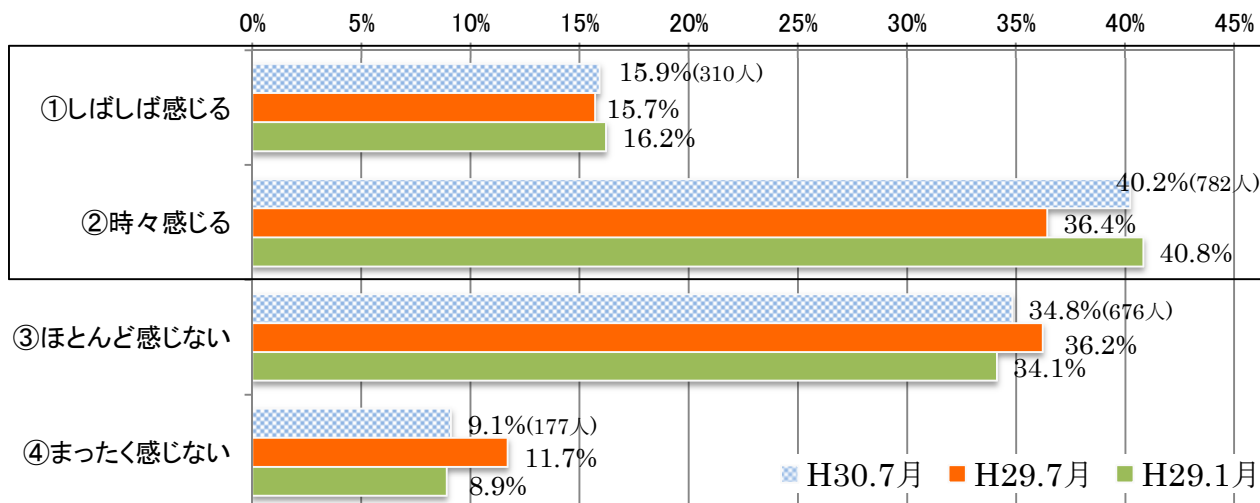
- ①0時間 ②0時間超45時間以下 ③45時間超80時間以下
 ④80時間超100時間以下 ⑤100時間超



● 月80時間超の時間外勤務をしている職員の割合は前回と同じような傾向（H29.1月：13.3%、H29.7月：6.0%、H30.7月：8.5%）であるが、月45時間超80時間以下の時間外勤務をしている職員の割合が増えている。

【問8】 あなたは、今の働き方で、健康に不安を感じることはありますか。（回答者数1,945人）

- ①しばしば感じる ②時々感じる ③ほとんど感じない ④まったく感じない

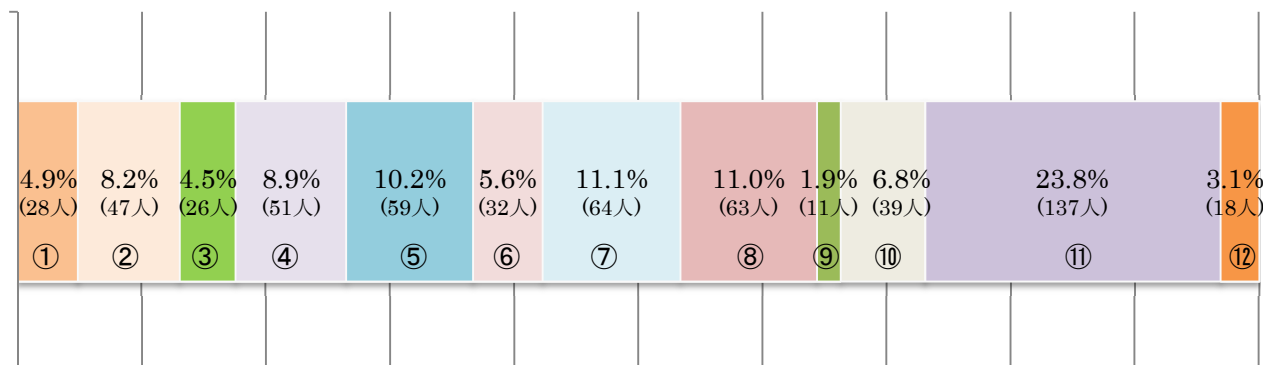


● 健康に不安を感じている職員の割合が依然として半数を超えている。（H29.1月：57.0%、H29.7月：52.1%、H30.7月：56.1%）

<管理職員対象 問1～問2>

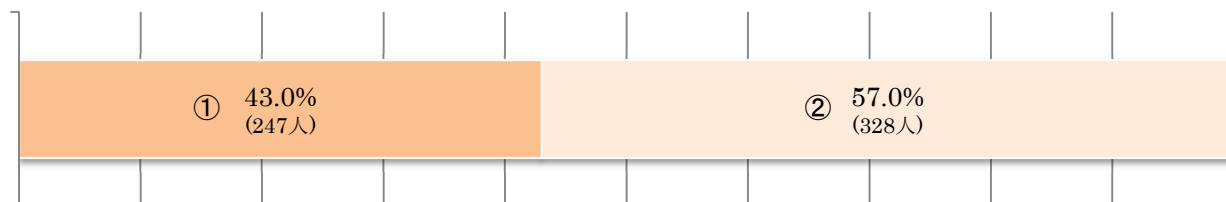
【問1】 あなたの部局を教えてください。(回答者数 575 人)

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| ①総合政策部 | ②総務部 | ③県民生活部 |
| ④琵琶湖環境部 | ⑤健康医療福祉部 | ⑥商工観光労働部 |
| ⑦農政水産部 | ⑧土木交通部 | ⑨会計管理局 |
| ⑩教育委員会（県立学校を除く） | ⑪教育委員会（県立学校） | ⑫その他の行政委員会等 |



【問2】 あなたの勤務場所を教えてください。(回答者数 575 人)

- ①本庁 ②地方機関

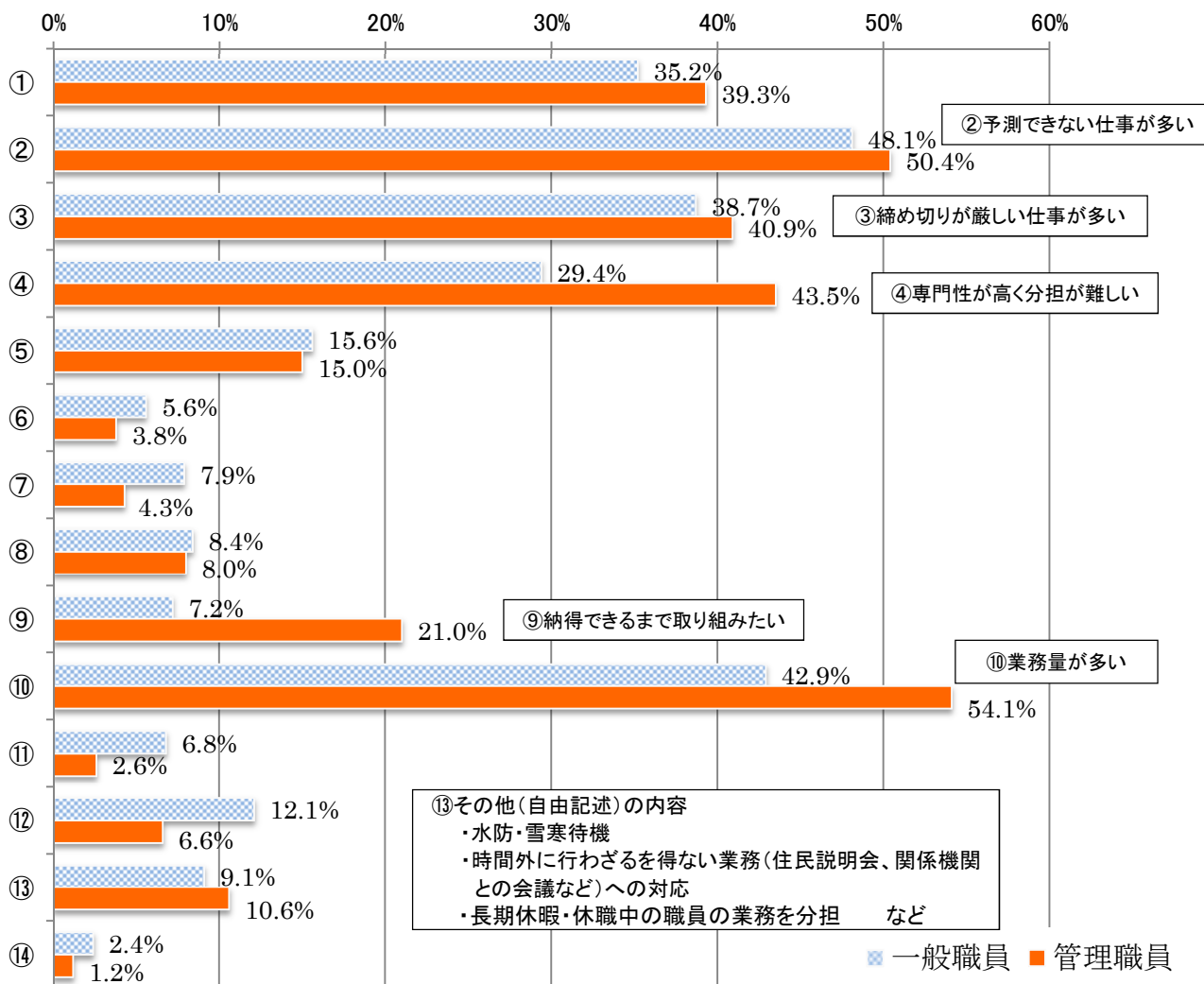


<一般職員対象 問9～問12、管理職員対象 問3～問6>

【一般職員問9、管理職員問3】 直近の1年間（平成29年7月から平成30年6月）で、あなたが
[あなたの所属で]時間外勤務を行うことになったのは、どのような理由からだと思いませんか。

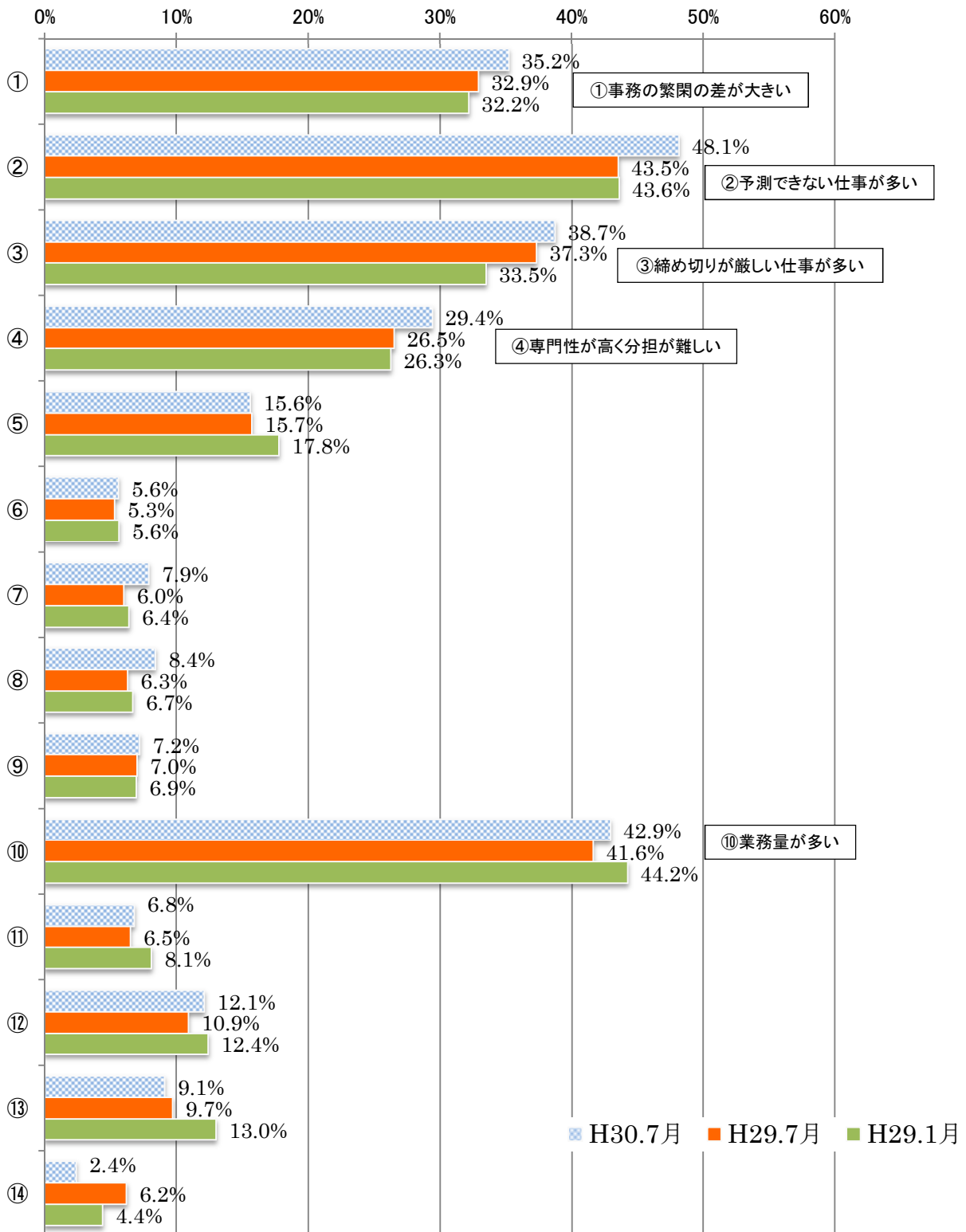
（複数回答可：延べ回答数 一般職員 5,238人、管理職員 1,733人）

- ①事務の繁閑の差が大きい ※〔〕内は管理職員の選択肢
- ②外的な要因による予測できない仕事が多い
- ③締め切りが厳しい仕事が多い
- ④仕事の専門性が高く他の職員と分担すること〔職員間での分担〕が難しい
- ⑤個人間や係間の事務分担に偏りがある
- ⑥上司〔管理職等〕の仕事の進め方に無駄が多い、または時間に対するコスト意識が低い
- ⑦上司〔管理職等〕のこだわりから、〔職員に〕非常に高い水準の仕事を求められる〔求める傾向がある〕
- ⑧自分〔職員〕の仕事の進め方がまずい〔に無駄が多い〕、または時間に対するコスト意識が低い
- ⑨時間はかかっても納得できるまで仕事に取り組みたい〔取り組もうとする傾向がある〕
- ⑩業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない〔にならざる〕を得ない
- ⑪職員間に助け合いの雰囲気がなく、個人任せになっている
- ⑫（仕事内容が困難で）自分〔職員〕の能力やスキルが不十分
- ⑬その他
- ⑭時間外勤務は行わなかった〔発生しなかった〕



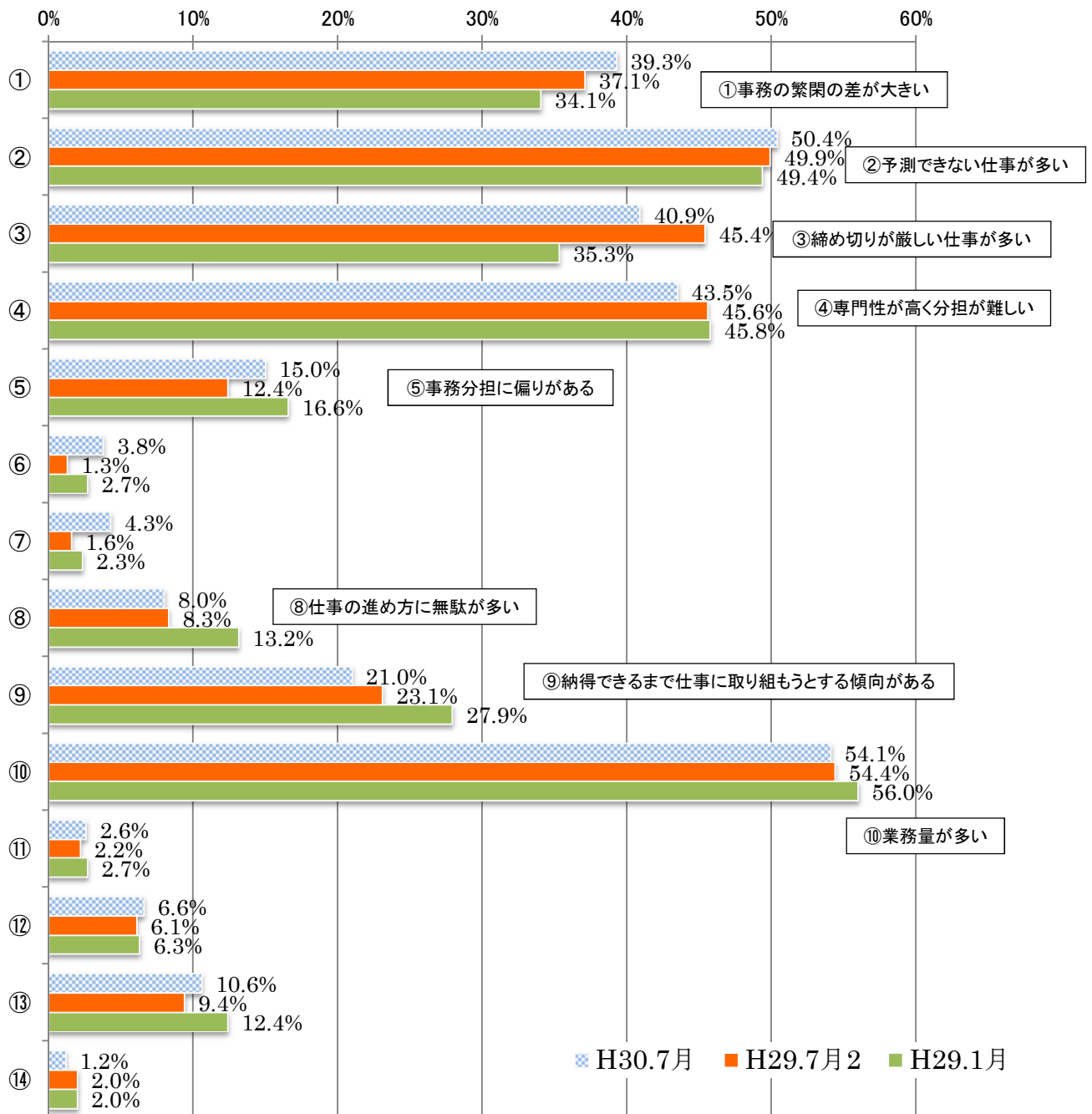
- 一般職員・管理職員ともに「②外的な要因による予測できない仕事が多い」および「⑩業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない」が多く選択されている。
- 管理職員は「④仕事の専門性が高く職員間での分担が難しい」の選択割合も大きい。

<一般職員>



● 前回と同じような傾向であり、「②外的な要因による予測できない仕事が多い」「⑩業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない」が多く選択されている。

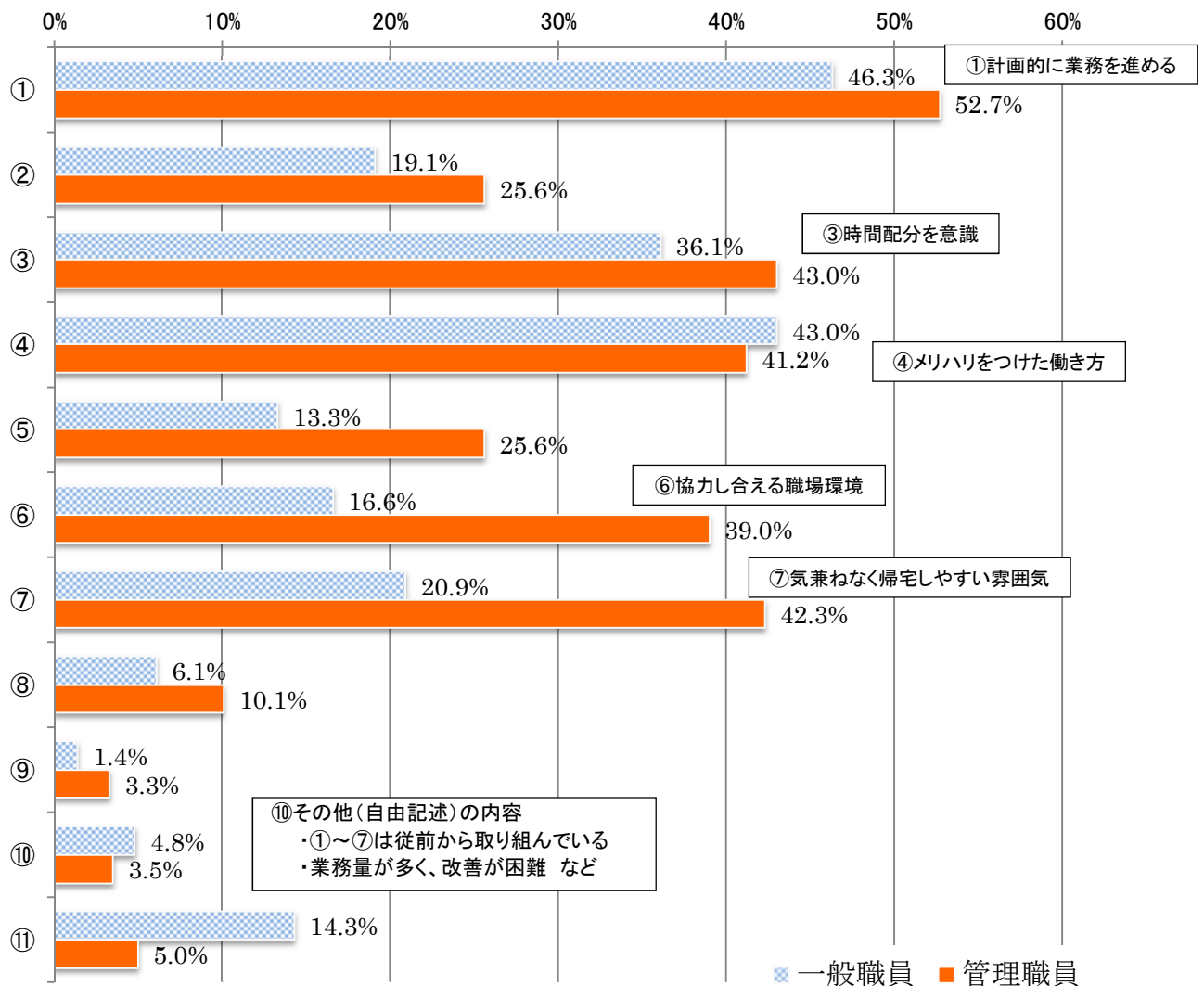
<管理職員>



● 前回と同じような傾向であり、「②外的な要因による予測できない仕事が多い」「⑩業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない」が多く選択されている。

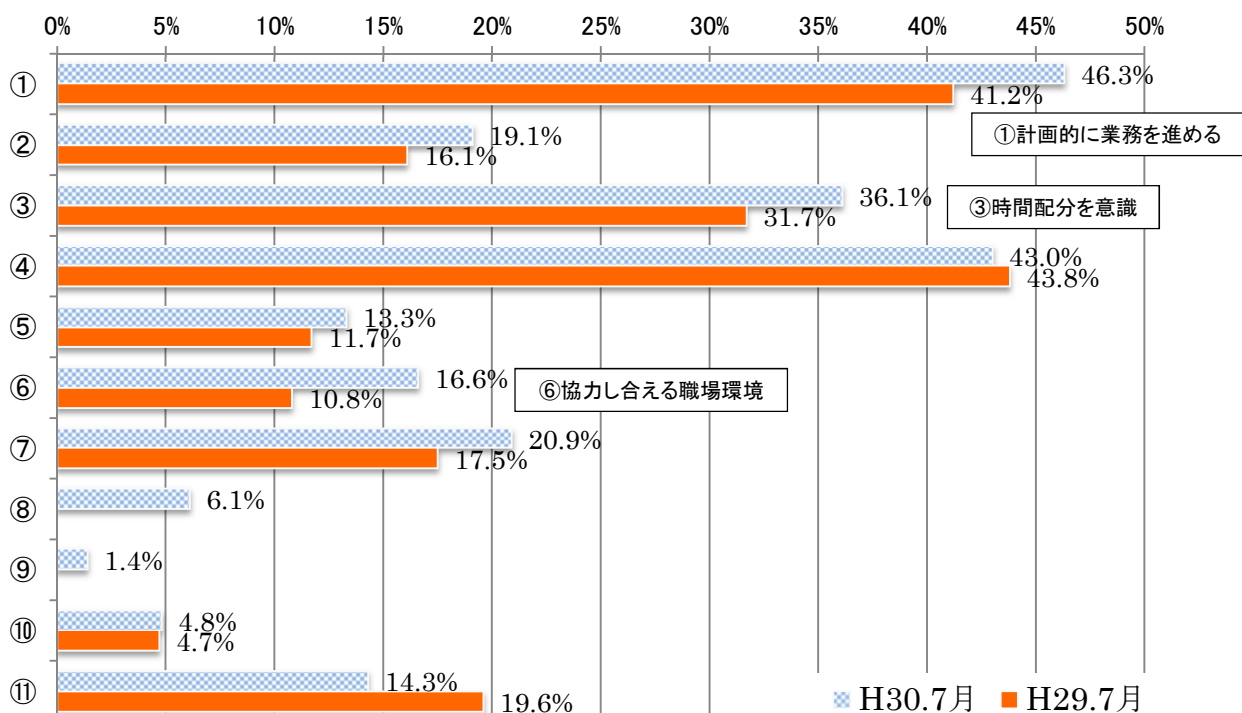
【一般職員問 10、管理職員問 4】 時間外勤務の縮減をはじめ、働き方改革に取り組む中で、あなたの[部下の]仕事に対する意識や職場環境はどのように変化しましたか。※〔〕内は管理職員の設問
(複数回答可：延べ回答数 一般職員 4,320 人、管理職員 1,675 人)

- ①仕事の優先度を考え、計画的に業務を進めている
- ②前例にとらわれることなく、業務内容や進め方を積極的に見直している
- ③正規の勤務時間内で仕事を終わらせるよう、時間配分を意識しながら仕事を進めている
- ④定時退庁日には速やかに退庁するなど、メリハリをつけた働き方を行っている
- ⑤処理の方向性や作成資料レベル、進め方等について、事前に上司と部下で調整が行われている
- ⑥職員同士が協力し合える職場環境づくりが進んでいる
- ⑦周囲に気兼ねすることなく帰宅できるような雰囲気作りが進んでいる
- ⑧ワーク・ライフ・バランスが改善されてきている
- ⑨仕事へのやりがいが高まっている
- ⑩その他
- ⑪特にない

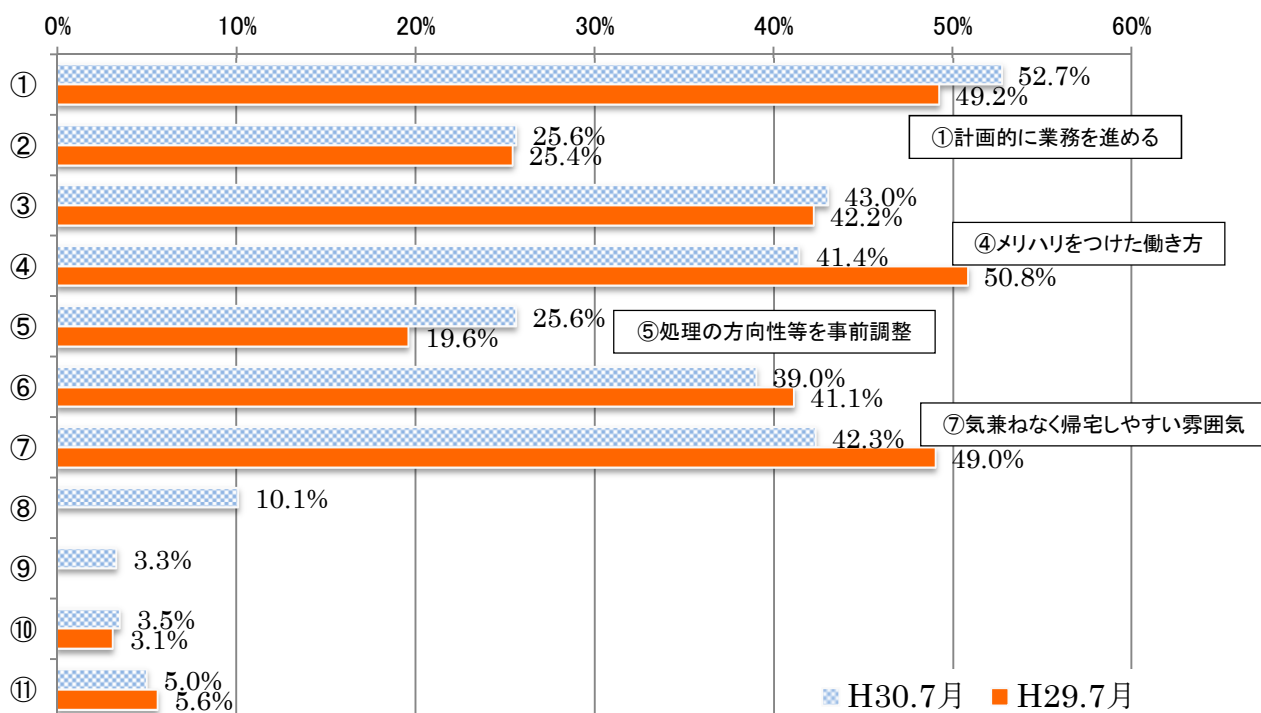


- 一般職員・管理職員ともに「①仕事の優先度を考え、計画的に業務を進めている」、次いで「③正規の勤務時間内で仕事を終わらせるよう、時間配分を意識しながら仕事を進めている」「④定時退庁日には速やかに退庁するなど、メリハリをつけた働き方を行っている」が多く選択されている。
- 管理職員は「⑥特定の職員に負荷がかかり過ぎないように、職員同士が協力し合える職場環境づくりを進めている」「⑦周囲に気兼ねすることなく帰宅できるような雰囲気作りを進めている」の選択割合も大きい。

<一般職員>



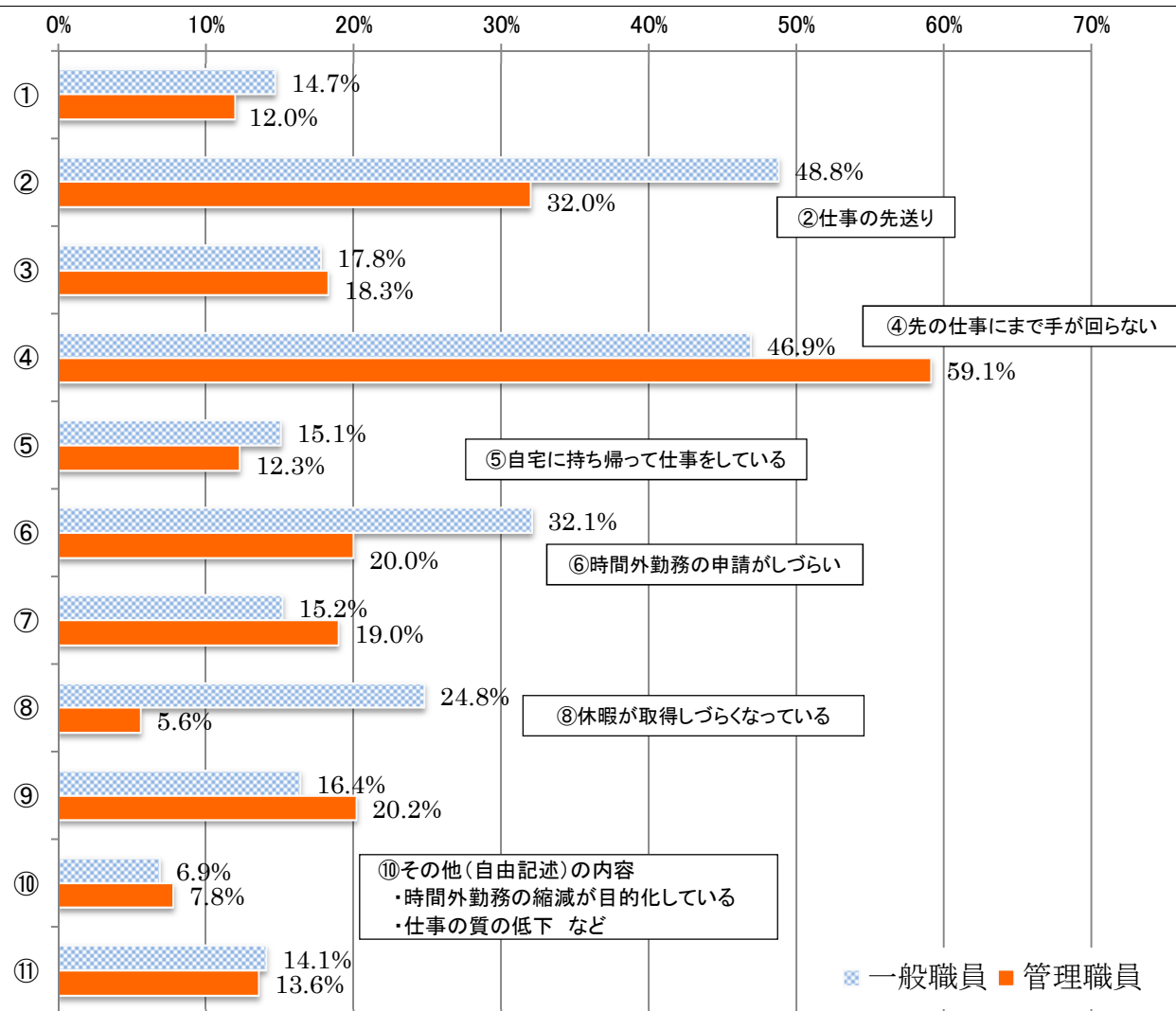
<管理職員>



- 一般職員は、前回と同じような傾向であるが「①仕事の優先度を考え、計画的に業務を進めている」「③正規の勤務時間内で仕事を終わらせるよう、時間配分を意識しながら仕事を進めている」「⑥職員同士が協力し合える職場環境づくりが進んでいる」の選択割合が増えている。
- 管理職員も前回と同じような傾向であるが「①仕事の優先度を考え、計画的に業務を進めている」「⑤処理の方向性や作成資料レベル、進め方等について、事前に上司と部下で調整が行われている」の選択割合が増え、「④定時退庁日には速やかに退庁するなど、メリハリをつけた働き方を行っている」「⑦周囲に気兼ねすることなく帰宅できるような雰囲気作りが進んでいる」の選択割合が減っている。

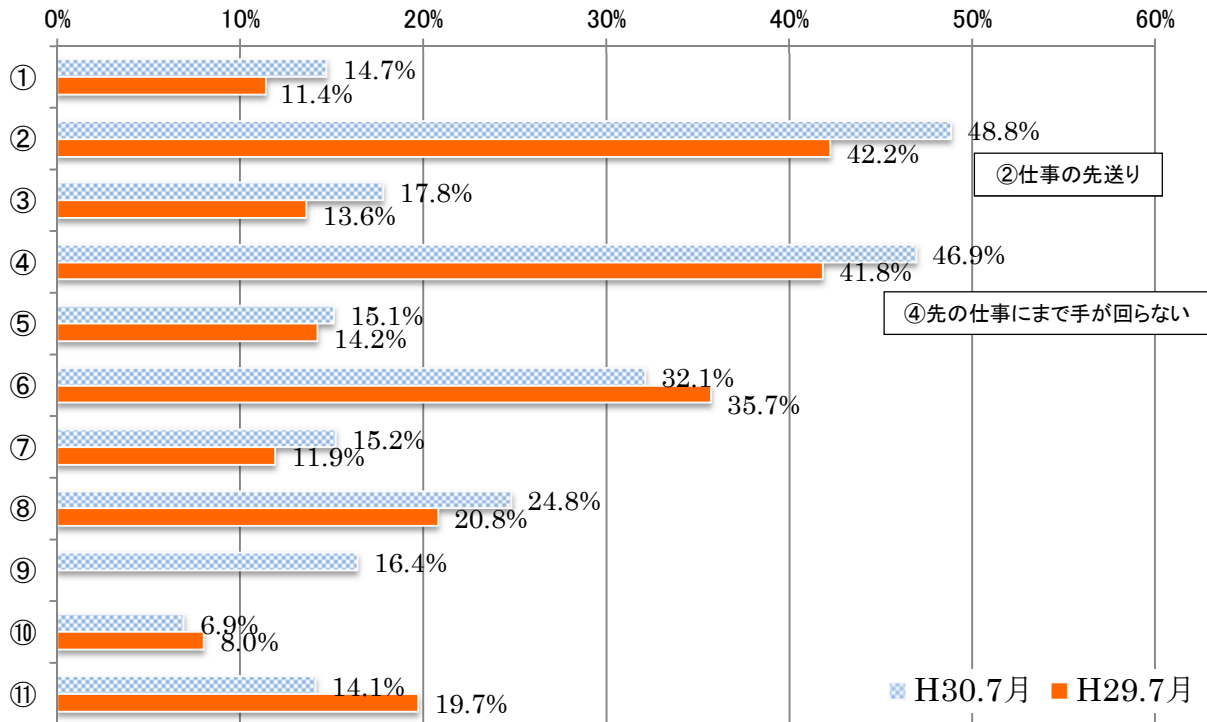
【一般職員問 11、管理職員問 5】 時間外勤務の縮減をはじめ、働き方改革に取り組む中で、生じてきた課題はありますか。(複数回答可：延べ回答数 一般職員 4,915 人、管理職員 1,264 人)

- ①ミスが増えている ※ [] 内は管理職員の選択肢
 ②仕事を先送りしている
 ③仕事に対する満足感が低下している
 ④先を見通した仕事にまで手が回らなくなっている
 ⑤自宅に持ち帰って処理をしている
 ⑥時間外勤務の申請[命令]がしづらくなっている
 ⑦職員間の情報共有やコミュニケーションのための時間が減っている
 ⑧休暇が取得しづらくなっている[しづらい雰囲気が出ています]
 ⑨部下や後輩職員への指導・助言が十分に行えなくなっている
 ⑩その他
 ⑪特にない

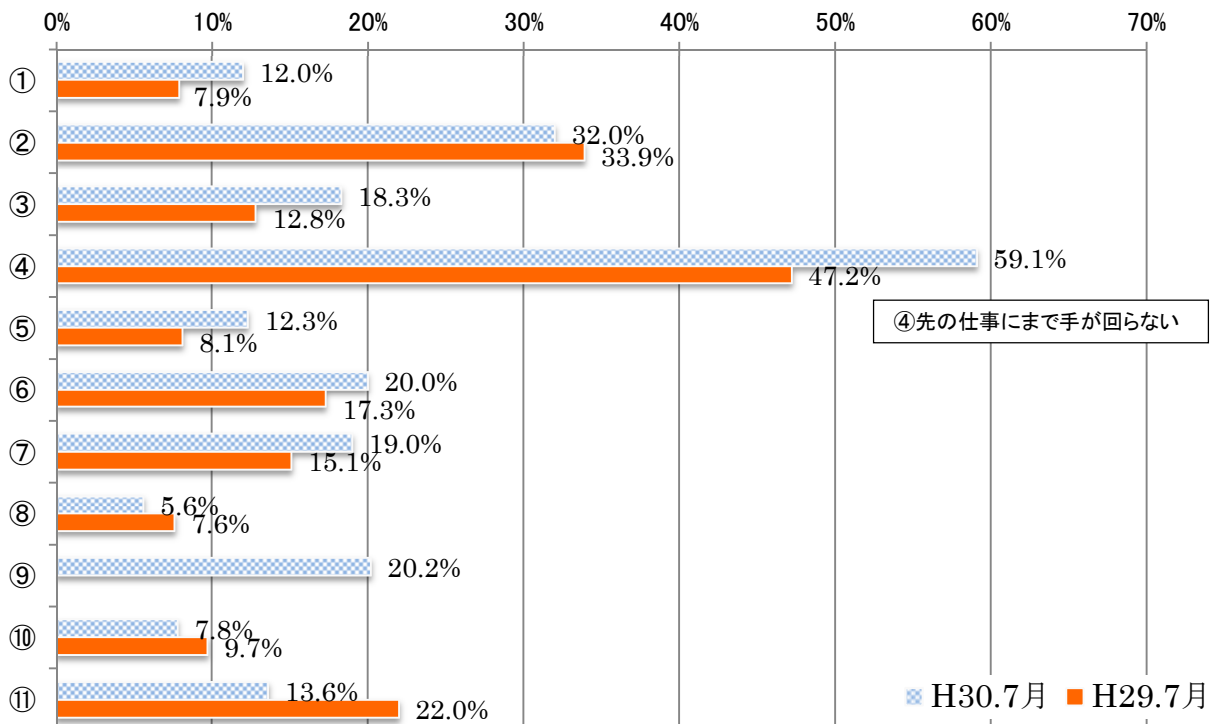


- 一般職員・管理職員ともに「②仕事にかけられる時間が減ったことにより、仕事を先送りしている」および「④先を見通した仕事にまで手が回らなくなっている」が多く選択されている。特に、管理職員は「④先を見通した仕事にまで手が回らなくなっている」を選択した職員が多い。
- 一般職員では「⑥時間外勤務の申請がしづらくなっている」も多く選択されている。
- また、一般職員は「⑧休暇が取得しづらくなっている」も比較的多く選択されており、一般職員と管理職員とでかい離がみられる。

<一般職員>



<管理職員>

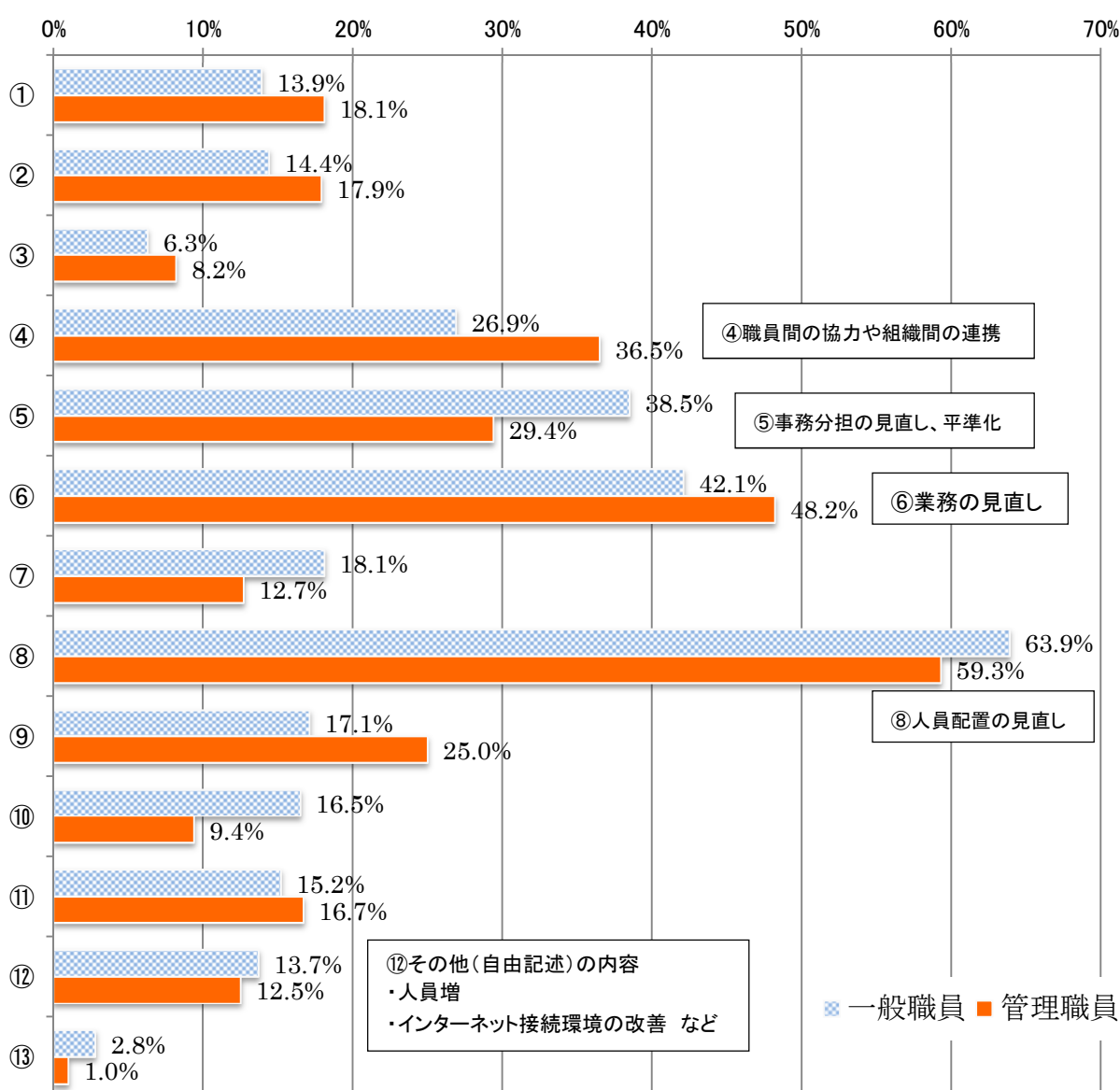


- 一般職員・管理職員ともに「④先を見通した仕事にまで手が回らなくなっている」の選択割合が増えている。
- 一般職員では「②仕事にかけられる時間が減ったことにより、仕事を先送りしている」の選択割合も増えている。

【一般職員問 12、管理職員問 6】 今後さらに推進すべきと思う取組はどれですか。

(複数回答可：延べ回答数 一般職員 5,628 人、管理職員 1,696 人)

- ①勤務時間の管理、事務の進捗管理の徹底
- ②定時退庁日における定時退庁の徹底
- ③時間外勤務の上限時間（退庁時間）の設定（36 協定によるものを除く）
- ④職員間の協力や組織間の連携
- ⑤事務分担の見直し、事務分担の平準化
- ⑥事務のスクラップやアウトソーシングなど業務の見直し
- ⑦情報機器・システムの活用
- ⑧人員配置の見直し
- ⑨人材育成や意識改革にかかる取組
- ⑩遅出等勤務制度、在宅勤務、サテライトオフィス勤務など柔軟で多様な働き方の推進
- ⑪健康の維持・増進にかかる取組
- ⑫その他
- ⑬特にない



- 一般職員・管理職員ともに「⑧人員配置の見直し」、次いで「⑥事務のスクラップやアウトソーシングなど業務の見直し」が多く選択されている。
- 一般職員では「⑤事務分担の見直し、事務分担の平準化」が、管理職員では「④職員間の協力や組織間の連携」も多く選択されている。